

別紙1 当初協議(公募)分テーマ

番号		テーマ名	事業概要	特記事項		担当課室厚生局
				金額	特記条件	
【自治体支援】						
1【自治体支援】地域マネジメント						
1		2040年に向けたサービス提供体制の確保に資する都道府県による市町村支援の在り方に関する調査研究	介護保険部会の「介護保険制度の見直しに関する意見」(令和7年12月25日)において、2040 年に向けた中長期的な推計により、都道府県と市町村が共通の課題認識を持った上で、地域における 2040 年に向けたサービス提供の在り方について、中山間・人口減少地域対応や医療・介護連携、人材確保・生産性向上、高齢者住まいなど、明らかにあった地域課題への対応の観点を含めて、都道府県・市町村及び関係者間で議論を行うことが必要であるとされた。 そのため、①中山間・人口減少地域対応等の地域課題への対応について、都道府県が主体となって市区町村への支援や伴走を行えるように、これまでの自治体の優良事例等も活用し、国と都道府県、市町村が連携するための必要な支援を行う。また、②有識者委員会を設置して、都道府県が実施する市町村支援の在り方に係る分析など必要な検討を行い、報告書を策定する。			総務課 介護保険計画課
2		「効果的な施策を展開するための考え方の点検ツール」を用いた計画策定のための都道府県による市区町村支援に関する調査研究	介護保険部会の「介護保険制度の見直しに関する意見」(令和7年12月25日)において、中長期の地域課題について、保険者である市町村単位で検討することを基本とした上で、都道府県も関与しながら市町村を越えた広域的な議論をする仕組みが必要であり、第10期介護保険事業計画期間から、都道府県と市町村が既存の介護保険事業(支援)計画の策定プロセスの中で実効的なすり合わせを行うとともに、地域の状況に応じ順次、介護保険事業計画について老人福祉圏域単位等で調整・協議するための会議体を設置するなど、地域における2040年に向けたサービス提供の在り方について、本格的に議論するための体制を構築することが適当であるとされた。 第9期計画策定に提供された「効果的な施策を展開するための考え方の点検ツール」を活用した第10期計画策定支援について、都道府県が主体となって市町村に向けてより広く活用されることが期待される。 そのため、都道府県が管内市町村の実情を丁寧に把握した上で、①アンケート調査等による市町村での本ツールの活用状況の分析・把握、②介護保険事業(支援)計画におけるサービス提供体制の中長期的な施策の策定に向け、都道府県が市町村への支援や伴走を行い、着実に協議の場を設置できるように都道府県・市区町村に対して点検ツールを用いた集合研修を行う。 ③また、有識者委員会を設置して、11期計画に向けた本ツールのあり方について検討を行い、都道府県支援及び計画策定に有用な報告書を策定する。		令和3～7年度老健事業による「効果的な施策を展開するための考え方の点検ツール」を用いた調査研究であること	総務課 介護保険計画課
2【自治体支援】指導監査等						
3		介護保険施設等の運営指導における自治体間連携に関する調査研究事業	介護保険施設等に対する運営指導については、近年、標準化・効率化を目的として「介護保険施設等運営指導マニュアル」等の各種通知を通じて基本的な考え方や実施の枠組みを示しているところであるが、具体的な確認項目や運用の在り方については、自治体ごとの体制や実務上の判断を踏まえて整備・運用されていることから、現場実務に即した知見や工夫が自治体内に蓄積されにくいという課題も聞かれるところである。 このため、自治体が抱える運営指導業務における実務上の困りごとや判断に関する課題、自治体間の意見・情報交換に対するニーズ等を把握し、自治体間連携による知見等の共有、情報交換の在り方や都道府県が管内市町村に対して行う実践的な運営指導実施への支援の在り方等について整理する。			総務課介護保険指導室
3【自治体支援】その他						
4		2040年に向けたサービス提供体制の確保に資する計画のあり方及び作成支援に関する検討	介護保険部会における介護保険事業(支援)計画のあり方に関する議論等を踏まえ、次の項目について、実態把握や有識者による検討を行う。 ①「見える化」システムの活用等による人口減少やサービス需要の変化に応じたサービス提供体制等に関する地域分析の状況、これを踏まえた分析手法や活用すべき指標等の検討 ②中長期のサービス提供体制等に関する検討体制及び都道府県による市町村支援の状況 ③上記を踏まえた都道府県・市町村における計画作成や地域分析に関する支援方策の検討			介護保険計画課
5		介護保険事業計画策定における各種調査結果の分析に関する調査研究事業	①介護保険事業計画の作成に際し、市町村において必要な実態調査が行われるように国で示している。第10期に向けて、保険者が実施している各種調査を活用した分析・考察例を示すことにより、保険者において地域包括ケアシステムの推進に資する計画作成が行われるよう支援する。 ②第10期に向けて実施した調査結果のデータの収集及び結果の活用に関するアンケート調査等 ③②をもとに分析した上で、施設・在宅サービスのバランスの取れた基盤整備の検討に資する分析方法など介護保険事業計画への効果的な活用に向けた検討を行い、報告書にまとめる。		保険者の第10期介護保険事業計画作成の参考となるよう、令和8年夏頃を目処に分析結果(暫定版)をとりまとめる。	介護保険計画課
6		高齢者等の緊急時の連絡先等を登録する事業の推進に向けた調査研究事業	令和7年末の「介護保険制度の見直しに関する意見」(令和7年12月25日社会保障審議会介護保険部会、以下「意見書」という。)を踏まえて、次期介護保険制度改正において、頼れる身寄りがない高齢者等への支援のための取組を推進することとしている。意見書においては、「市町村等において頼れる身寄りがない高齢者等の把握や関係者間の情報共有のために緊急時の連絡先の登録等の事業を行うケースもあるところ、こうした事業の円滑な実施等に向けた方策の整理が必要」とされているところであり、本調査研究事業では、先進自治体における情報登録に係る事業の取組状況等も踏まえて、各市町村におけるこうした事業の円滑な実施を促進するための方策について検討し、個人情報取扱いの含め、こうした事業を実施する際の留意点等を整理したガイドライン等を作成する。		実施主体は、情報登録に係る事業等の調査研究について、実績を有すること。	認知症施策・地域介護推進課
7		北海道小規模自治体における地域特性を踏まえた医療・介護サービスの維持・確保の手法に関する調査研究	北海道では、人口1万人未満の小規模自治体を中心に、人口減少・高齢化の進行により、将来的な医療・介護サービス需要の縮小や、事業者の撤退による提供体制の弱体化が懸念されている。医療・介護の継続困難は高齢者のみならず全世代の地域定住に影響を及ぼす。本事業では、全世代型社会保障およびCCRC(生涯活躍のまち)の理念を踏まえ、2040年を見据えた医療・介護需給の将来推計と提供体制の課題整理を行う。あわせて、医療・介護DXや広域連携の活用による持続可能なサービス提供モデルを検討し、小規模・地域共生型CCRCやオンライン診療受診施設等を活用した市町村に対する具体的支援策について、モデル自治体での検証を通じ整理し、その成果を報告書として取りまとめる。		・北海道厚生局が管轄するエリアにおいて調査等を行う計画となっていること。 ・2040年を見据えた北海道小規模自治体における介護サービスの維持・確保に向けた機運醸成を図るため、道内市町村、介護事業者、関係団体等を対象にシンポジウムを開催すること。 ・なお、本事業は北海道厚生局が管轄するエリアで調査等を行うものであるが、CCRCに関する成果については、北海道のみならず、全国の自治体でも活用可能な医療・介護サービスの維持・確保の手法となるものとする。	北海道厚生局

番号	テーマ名	事業概要	特記事項		担当課室厚生局
			金額	特記条件	
8	災害時も視野に入れた見守りの体制整備に関する調査・研究事業	高齢者の単独世帯が増加する中、社会から孤立せず安心した生活の継続には地域の見守り体制が必要であり、各自治体は民生委員や民間事業者等と連携し創意工夫して見守りに取り組んでいる。また、毎年、豪雨や地震が発生している状況下では、この見守り体制は災害時にも機能することが期待される。本事業では地域における持続的な見守り活動に資するものとなるよう、災害時等も視野に入れ、見守り等の体制整備状況を確認し整理する。具体的には次の内容を実施する。①安否確認や見守り体制の整備状況に係るアンケート調査(専門家と相談した調査票で全国の自治体等を対象にアンケートの実施、データ整理、分析)②近畿管内の実施主体(自治体、民間事業者等)へのヒアリング、結果のまとめ(専門家の意見を参考に10箇所程度)③報告書の作成(アンケート結果、実施事例のまとめを含む)		近畿厚生局内の地域性を考慮し、厚生局と連携して事業を進めること。	近畿厚生局
9	市町村の体制や事業の成熟度に応じた生活支援等構築に関する支援事業	厚生局や府県の市町村支援については事業の成熟度や体制に応じて、支援の在り方が異なることが整理されている。課題に取り組む体制等が整わない又は課題が限定されている場合は、パッケージ化された支援には馴染まず、支援ニーズを抱えながらも適切な相談につなげずにいる。本事業は、このような市町村の課題解決力の底上げを図ることを目的に、多様な主体の参加や資源開発が求められる生活支援等に関して市町村の支援ニーズを踏まえた上で次の事業を実施する。①近畿管内府県と厚生局が把握する支援ニーズを整理し支援計画を立てる②支援計画に基づき、手上げた市町村を対象とした専門家による個別相談会等をテーマ毎に実施(5テーマ程度)③地域づくりに関わる関係者庁の施策や事例を紹介するフォーラムを実施④報告書にまとめる		近畿厚生局と連携して事業を進めること。	近畿厚生局
10	中山間地域等における交通アクセス確保を重視した持続可能な地域包括ケアシステムの深化に関する調査研究	中山間地域等では人口減少や高齢化に伴う免許返納が進み、交通手段の確保が地域包括ケアシステムを脅かしかねない課題となっており、孤独孤立防止やフレイル予防の面でも高齢者が外出しやすい環境整備が重要となっている。こうした中で、交通施策とも緊密な連携のもと、高齢者の健康づくりや介護予防、介護等のサービスへの交通アクセス確保も適切に組み込んだ形で地域づくりを進めていくことが求められている。こうした観点から、本調査研究においては、交通施策と連携の観点に、地域住民の参画や産学官・異業種連携等により地域資源を結集し、高齢者の外出やサービス利用を支えることで、持続可能な地域モデルを形成していくことを目指し、自治体等に対するアンケート調査や現地調査を実施するとともに、成果を報告書としてまとめ、セミナーの開催によって普及を図るものとする。		中国四国厚生局管内において事業を行う内容となっており、複数のモデル市町村を設定し、現地調査を実施すること。	中国四国厚生局
4【地域包括支援センター】					
11	地域包括支援センターの地域における役割分担及び連携の推進と業務効率化に資する取組に関する調査研究事業	地域における相談支援体制については、地域包括支援センターと居宅介護支援事業所の役割分担・連携や業務負担軽減を図る観点から、令和6年度には居宅介護支援事業所に対する総合相談の一部委託や介護予防支援の指定対象拡大を行い、さらに介護予防ケアマネジメントの直接実施を可能とする方向で介護保険部会の意見がまとまったところ。これらの制度改正を踏まえて、市町村や地域包括支援センターにおいては、ケアマネジメントに係る業務負担やそのプロセスを効率化しつつ、一定の質の担保も図っていく必要がある。 本事業では、総合相談の一部委託や介護予防支援・介護予防ケアマネジメントを居宅介護支援事業所で直接実施するにあたって市町村が行うべき体制整備、プラン検証をはじめとした地域包括支援センターによるかかわり、介護予防ケアマネジメントB・Cを活用した効果的・効率的なケアマネジメントの方法等、地域包括支援センターの業務改善に資する取組についてヒアリング又は伴走支援を通じて好事例を収集し、そのポイントや留意点について市町村及び地域包括支援センターに向けたガイドラインを策定するとともに、必要な制度見直しに向けた提案を行う。		・令和7年度老健事業「包括的・継続的ケアマネジメント支援事業及び地域ケア会議のあり方とそれを担う地域包括支援センター及び地域の関係者・関係機関の役割等に関する調査研究事業」及び「高齢者自身の意思決定と多様な選択を支援するための介護予防ケアマネジメント及び介護予防支援のあり方に関する調査研究事業」の結果を踏まえて事業を実施すること。 ・介護予防ケアマネジメントB・Cについては、8～9月頃までにヒアリングの実施・分析の中間とりまとめを行うこと。	認知症施策・地域介護推進課
12	災害に備えた地域包括支援センターの体制整備に係る実効的な方策の推進に関する調査研究事業	地域包括支援センターは、災害や感染症等の発生時における要支援者の把握や関係機関との連絡調整、フェーズに応じた市町村や地域の関係者との緊密な連携、復興に向けた地域への働きかけ等、各地域の災害等に対する体制において重要な役割を有する。 本事業では、市町村と連携した地域包括支援センターにおける業務継続計画(BCP)の策定・見直し、研修・訓練等の取組、行政や地域の関係者との平時からの関係構築等に関して、好事例収集を踏まえ、市町村及び地域包括支援センターにおけるより実効的な体制整備のあり方・方策について検討する。また、地域包括支援センターとしてのBCP策定の義務化に向けて、BCP策定だけでなく平時からのネットワーク構築や研修実施等の取組が進むよう、市町村及び地域包括支援センターにおけるモデル実施または伴走支援を行う。これらの取組を通じて、計画策定と実効的な体制整備に関して自治体及び地域包括支援センターに向けたガイドライン等の策定及びワークショップの開催を行う。		・令和7年度老健事業「地域包括支援センターの役割を踏まえた業務継続計画(BCP)にもとづいた災害等に対する市町村の体制整備に係る調査研究事業」の結果を踏まえて事業を実施すること。 ・「災害等への備えに資する地域包括支援センターにおける体制整備モデル事業」による補助を受けて取組を行う自治体とも連携を行うこと。	認知症施策・地域介護推進課
13	地域包括支援センターの機能強化に資する事業評価の効果的な推進に関する調査研究事業	地域包括支援センターの事業評価については、令和6年6月に見直された新たな指標による評価・分析が令和7年度より開始したところ。 本事業では、令和7年度地域包括支援センター運営状況調査のデータ分析・フィードバックの内容を踏まえ、都道府県及び市町村、地域包括支援センターに対するより効果的なフィードバックの方法の検討、分析ツールの改修、保険者機能強化推進交付金及び介護保険保険者努力支援交付金の評価指標への反映内容の検討を行う。また、都道府県及び市町村、地域包括支援センターにおけるデータ活用や事業評価の好事例に関するヒアリング調査を行い、各地域における地域包括支援センターの機能強化に資する事業評価の手法についてガイドラインの策定及び周知資料の作成(動画作成または研修会実施を想定)を行う。		令和7年度老健事業「市町村における地域包括支援センター事業評価指標の分析に関する調査研究事業」の結果を踏まえて事業を実施すること。	認知症施策・地域介護推進課
14	地域資源をつなぐ機能としての地域包括支援センター及び地域のかかりつけ医等との協働に関するモデル調査研究事業	高齢者が社会とのつながりをもちながら、住み慣れた地域で健康的に暮らし続けるにあたっては、医療・介護的側面だけでなく、介護予防、生活支援、社会参加といった観点から必要な地域資源につなげることが重要である。地域のかかりつけ医等をはじめとして、医療専門職から地域資源にアプローチすることには一定のハードルがあり、地域の様々な分野・関係者とのつながりを有する地域包括支援センターによる情報提供やコーディネーター機能等を有する関係者との連携が期待されるところだが、その取組実態については十分な知見を得られていない状況である。 本事業では、このような取組を進めるにあたって、地域包括支援センターが果たし得る役割や、地域のかかりつけ医等との連携協働の可能性について、大都市部を含む複数箇所の自治体でモデル的な取組を実施する中で、関係者への定量・定性調査を通じて、現状の課題、望ましい連携のあり方、取組の展開方法等について分析・整理し、提言をまとめた報告書を作成する。加えて、全国の自治体、地域包括支援センター、関係団体等に向けた周知資料(ハンドブック又は動画等を想定)の作成・発信を行う。		モデル実施にあたっては、地域の医師会等をはじめとした関係機関・関係者と協働の上で取り組むこと。対象としては、健康な高齢者のみならず、心身機能が低下した高齢患者も含むこと。	認知症施策・地域介護推進課
15	大都市等における「頼れる身寄りのない高齢者等」に対する支援に関する調査研究	管内の大都市等においては、独居世帯や頼れる身寄りのない高齢者等の増加が見込まれ、生活支援、財産管理、身元保証、死後事務等に関する業務ニーズが増大することが予想される。特に都市に暮らす高齢者等は、個性が高く複合的な問題を抱えている可能性が高い。国においては、地域の多様な主体による取組や適正な民間サービスの活用等に関する施策を推進しているが、これらの業務により地域包括ケアシステムのネットワークの中核を担う地域包括支援センターやケアマネジャーの業務の負担増大に繋がる可能性が高い。よって、当該業務に関わる地域包括支援センター及びケアマネジャーの業務の実態を把握し、関係分野の知見を結集し当該業務を円滑に実施するための課題の整理及び対応策等の検討を行う。		関東信越厚生局管内において事業を行う予定となっており、関東信越厚生局と連携して調査研究事業を行うこと。 【想定される事業内容】検討委員会の実施、自治体等アンケート調査の実施、具体的事例の収集、意見交換会又はセミナーの開催、報告書の作成及び報告会の開催	関東信越厚生局

番号		テーマ名	事業概要	特記事項		担当課室厚生局
				金額	特記条件	
5【ケアマネジメント】						
16	介護支援専門員の法定研修の在り方に関する調査研究事業		介護支援専門員（ケアマネジャー）の法定研修については、ケアマネジャーの専門性を高め、資質を確保・向上させていくために重要な役割を果たしてきたところ。一方、受講者にとって経済的・時間的負担が大きいという課題があり、令和7年12月にとりまとめられた、「介護保険制度の見直しに関する意見」において、資格の更新制を廃止するとともに、研修について分割受講など柔軟に受講できる環境整備を行うことが盛り込まれたところ。また、研修の受講を担保するため、現行制度における履行確保の仕組みも踏まえて、ケアマネジャー本人への必要な措置を講ずる必要があるとされている。 このため、法定研修について、分割受講の業務フローの整理や分割受講を踏まえた履行確保の仕組みの検討等、制度改正に向け具体的な検討を行うとともに、現在、都道府県に設置されている研修向上委員会の今後の在り方等について検討を行い、分割受講に係る業務の手引き等を作成するとともに、報告書を作成する。			認知症施策・地域介護推進課
17	適切なケアマネジメント手法の普及推進に向けた調査研究事業		適切なケアマネジメント手法については、ニッポン一億総活躍プラン（平成28年6月2日閣議決定）に位置づけられて以降、近年では、「ケアマネジメントに係る諸課題に関する検討会中間整理」（令和6年12月12日）において、ケアマネジャーだけでなく、医療等の関係職種や地方自治体等の関係者も含めて周知することが重要とされている。このため、令和7年度補正予算により普及のための委託事業を創設したところであるが、当該委託事業を効果的に実施するため、手法の具体的な活用について実態調査を行うとともに、好事例を収集する等の取組を行い、報告書を作成する。			認知症施策・地域介護推進課
18	ケアプラン点検の効果的な実施方法に関する調査研究事業		ケアプラン点検については、「ケアマネジメントに係る諸課題に関する検討会中間整理」において、ケアマネジメントのプロセスを踏まえ利用者の「尊厳の保持」、「自立支援」に資する適切なケアマネジメントを提供できているかどうか、ケアマネジャーに自主的な気付きを促していくような仕組みとすることが重要とされたところ。本事業では、ケアプラン点検の適切な実施のための保険者・介護支援専門員向けの研修を実施するとともに、AI等の活用によるケアプラン点検の効率化や点検支援ツールの社会実装に向けた具体的な検討や実態調査等を実施し、報告書を作成する。	※協議額20,000千円の超過を認める	・AIエンジンの開発・改良を行う事が出来ること ・保険者が保有するケアプラン点検結果を1,000件以上利用可能なこと ・実施に際して、保険者の協力を得ることができること	認知症施策・地域介護推進課
19	AIを活用したケアプラン作成支援に係る調査研究事業		ケアプランの作成は、ケアマネジメント業務の中でも中核となる業務である一方で負担感の高い業務でもあり、また介護支援専門員によるバラつきも多いとの指摘もあり、AIの活用による質の向上や効率化への期待が高い。 このため、介護情報基盤の整備も見据えた学習データのあり方やAIを活用したケアプラン作成支援の在り方等について、ケアマネジャーの意見も踏まえた上で検討し、報告書を作成する。 また、AIを活用したケアプランの作成支援システムについては、民間で既に開発されているものの、AIに対するリテラシーが不足しており活用が進まない部分もあることから、利用にあたって活用可能なコンテンツ等の作成の検討等も行い、報告書を作成する。			認知症施策・地域介護推進課
20	介護予防支援の在り方に関する調査研究事業		昨年末にとりまとめられた「介護保険制度の見直しに関する意見」において、介護予防ケアマネジメントについては、アセスメントの結果に基づくケアマネジメントプロセスの効率化を図ってきていることを踏まえ、介護予防支援のプロセスについても効率的な実施に向けた検討が必要であるとされているところ。 このため、介護予防支援のプロセスのうち、どの部分を効率化するか等、介護予防支援の実態を調査しながら、ケアマネジャーの作成する書類の様式の見直し等も含めて検討し、報告書を作成する。		介護予防支援のプロセスの効率化に向けた調査については、8～9月頃までに調査の実施・分析の中間とりまとめを行うこと。	認知症施策・地域介護推進課
21	住宅型有料老人ホームにおけるケアマネジメントの在り方に関する調査研究事業		昨年末にとりまとめられた「介護保険制度の見直しに関する意見」において、入居者に対して行われるケアマネジメントの独立性の担保や相談支援の機能強化の観点から、居宅のケアマネジメントとは別に、登録制といった事前規制の対象となる有料老人ホームの入居者に係るケアプラン作成と生活相談のニーズに対応する新たな相談支援の類型を創設し、法令上位置付けることが考えられると記載されたところ。 このため、新たな相談支援の類型の創設にあたり、ケアマネ事業所と有料老人ホームとの連携に関する実態を把握するための調査等を実施しながら、有料老人ホームにおいて提供される生活相談の機能との連携の在り方や新たな相談支援を担う事業者の適切な業務の在り方等について検討し、報告書を作成する。		ケアマネ事業所に有料老人ホームとの連携についての実態を把握するための調査については、8～9月頃までに調査の実施・分析の中間とりまとめを行うこと。	認知症施策・地域介護推進課
22	災害時のケアマネジメントに関する調査研究事業		令和6年に発生した能登半島地震において、被災高齢者等把握事業により、介護支援専門員が被災生活により状態の悪化が懸念される在宅高齢者等に対して、個別訪問等による早期の状態把握や必要な支援の提供へのつなぎ等を実施したところであるが、一方で、平時における取組の重要性や人材の育成について課題が見えてきたところ。このため、災害時において介護支援専門員と関係者などがより効果的な連携ができるよう平時からの取組の在り方や地域での人材育成等について検討し、報告書を作成する。			認知症施策・地域介護推進課
23	介護職員の技能等に係る評価のあり方に関する調査研究事業		高齢化により介護サービスの需要が更に高まることが見込まれる中で、介護人材の確保と同時に質の向上が急務であるが、我が国では介護技能の標準的な評価指標が十分に整備されておらず、介護の現場では職員の経験や能力によって提供されるケアの質が大きく異なっている。介護職員の専門性の更なる向上のため、介護分野における具体的な技能の評価のあり方等について検討を行う。		・介護分野は、多様なサービスからなる多様な団体を擁する領域であることを踏まえ、関係団体等の参画を得て検討委員会を開催するなど、丁寧に合意形成を図ること。 ・介護に関する能力や知識を判定・評価するための客観的な基準についての策定実績を有すること。	認知症施策・地域介護推進課
6【地域共生社会】						
24	地域共生社会の実現を見据えた地域包括ケアの全国普及に関する事業		高齢者を含む誰もが、住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、地域包括ケアシステムの構築を引き続き推進するとともに、今後の人口減少社会を見据えながら、地域共生社会の実現を目指した展開が求められる。地域包括ケアや地域共生を先行して進めている自治体の取組事例、地域包括ケアの深化・推進に向けた課題等について、関係者が交流して意見交換ができるような全国的なシンポジウムを開催するものである。			総務課
25	頼れる身寄りがいない高齢者等への支援に関する調査研究事業		頼れる身寄りがいない高齢者等には、日常生活支援、財産管理、身元保証、死後事務に至るまで生活上の多様なニーズがある。このニーズには、地域ケア会議等の場を活用しながら地域全体で対応を協議し、必要に応じて社会資源の創出を図るなど、切れ目のない支援が提供される地域づくりを推進する必要がある。そこで本事業では、頼れる身寄りがいない高齢者等への支援にあたり、現状分析の手法や地域に求められる体制や関係者の役割、協議のプロセス、取組の効果等について、令和8年介護保険制度改正を踏まえ、過去に作成された報告書等も参考に検討する。その上で、モデル的な取組を実施する自治体を募集し伴走支援を行いながら、各自治体において実効的な課題解決につながるための取組のポイントをまとめるとともに、全国の自治体や関係機関に向けた周知（セミナーやシンポジウム等の実施を想定）を行う。		実施主体は、高齢者等終身サポート事業等の調査研究について、実績を有すること。	認知症施策・地域介護推進課

番号	テーマ名	事業概要	特記事項		担当課室厚生局
			金額	特記条件	
26	地域リハビリテーション体制整備に向けたマニュアル作成事業	地域リハビリテーションについては、「地域リハビリテーション推進のための指針」において、都道府県の体制整備についてお示ししている。また、第9期介護保険事業計画の基本指針においても、地域リハビリテーションの更なる推進について示しており、引き続き全ての都道府県において地域リハビリテーション支援体制を整備していく必要がある。 本事業では、令和2年度の老人保健健康増進等事業「地域リハビリテーション体制の活動マニュアル等の作成事業」での「地域包括ケアシステム構築に向けた地域リハビリテーション体制整備マニュアル」を見直し、ヒアリング等での実態把握や好事例の収集を行い、地域リハビリテーション推進のための研修会プログラムを作成し実施する。		・本事業の企画立案に当たって、自治体や関係団体の有識者等を参画させること。 ・令和2年度老人保健健康増進等事業での「地域包括ケアシステム構築に向けた地域リハビリテーション体制整備マニュアル」を踏まえ、事業内容を検討すること。	老人保健課
7【介護サービス共通】					
27	介護現場における事故情報の収集・活用に資する報告事項の範囲に係る検討事業	社会保障審議会において、介護現場における安全性の確保やリスクマネジメントの推進に関する意見が示されてきた。 令和7年度社会保障審議会介護保険部会の意見書には介護現場においてより良いケア等を実現し、利用者のQOLを向上させる観点から、事業所における事故発生の防止を推進することが重要であることから、全国レベルでの情報収集を行い、収集した事故情報を基に傾向把握及び原因分析を行い、事故発生の防止に有用な情報を介護現場にフィードバックすることが必要であることが記載された。 全国レベルでの情報収集に向け、報告を求める事故の範囲については、サービス提供を受ける側、提供側、介護サービス事業所を監督する関係者の合意の上で定めることが求められるため、本事業において関係者から構成される委員会を設置し、その検討を行う。		・令和8年9月までに議論のとりまとめを行うこと。 ・有識者検討委員会を設置しとりまとめを経験していること。 ・検討委員には自治体職員をはじめサービス提供を受ける立場の方、サービスを提供する事業所等の関係者を参画させること。	高齢者支援課
28	介護施設・事業所における業務継続計画(BCP)の実効的な運用に向けた支援等に関する調査研究事業	令和3年度介護報酬改定において、災害が発生した場合であっても、必要な介護サービスが継続的に提供できる体制を構築する観点から、介護サービス事業者を対象に、BCP(業務継続計画)の策定、研修・訓練の実施等を義務づけたところ。 近年の災害の激甚化・頻発化の状況や南海トラフ地震等の切迫する災害リスクに備え、自治体や事業者においてもそれぞれの地域における災害リスクを想定したBCPの作成や運用を行うことが重要である。 本調査研究事業では、災害リスクは地域毎に様々であることを踏まえ、自治体や介護事業者が実効的な研修が行えるよう、BCPIに係る研修の手引きを作成する。		厚労省作成の「介護施設・事業所における業務継続ガイドライン」をはじめ、過年度の調査研究事業等の結果、近年の災害事例・南海トラフ地震等の切迫する災害リスクを踏まえた研修手引きとすること。	高齢者支援課
29	介護施設等における国土強靱化対策の推進に関する調査研究事業	介護施設等の国土強靱化対策は、これまで累次の取組を進めてきたところであり、昨年6月に閣議決定された第1次国土強靱化実施中期計画においても、耐震化対策、ブロック塀改修、水害対策、非常用自家発電設備の4事業が「推進が特に必要となる施策」として位置づけられ、令和12年度に向けて対策を進めることとされたところ。 令和8年度は実施中期計画における対策の初年度であり、令和12年度に向けた取組をより効果的に進めていく観点から、国土強靱化対策に係る取組の理解を深めるための研修用資料を作成し、自治体や介護事業者を対象にした研修会を開催するとともに、別途ヒアリング調査等により効果的な取組事例集を作成し、報告書にまとめる。		令和7年度老人保健健康増進等事業「介護施設等における国土強靱化対策の推進に関する調査研究事業」において把握した対策の取組状況の精緻化や分析等について併せて行うこととする。	高齢者支援課
30	「介護現場における感染症対策の手引き」の改訂に関する検討事業	介護サービス事業所には、感染症の予防及びまん延防止のための措置を講じることが義務づけられている。 老健局において「介護現場における感染症対策の手引き」を策定・公表しており、介護サービス事業所に活用いただいているが、最終改訂は令和5年9月(第3版)であるため、最新の知見を反映させる必要がある。 このため、本事業において、感染症対策に関する学識者や介護現場等の有識者からなる検討委員会を設置し、成果物として「介護現場における感染症対策の手引き」の改訂版を作成することを目的とする。		有識者による検討委員会を設け、本手引きのような手引きやマニュアルの策定・改訂作業の経験があること。	認知症施策・地域介護推進課
31	調査・公表事務等の負担軽減等に向けた利用者の適切なサービス選択に資するための介護サービス情報公表制度のあり方に関する調査研究事業	介護サービス情報公表制度については、利用者による適切な選択によりサービスの質を確保するため、各事業者が提供する介護サービスの内容や質に関する客観的かつ適切な情報の公表を求めている。これまでも、令和3年6月4日に開催された「行政事業レビュー(公開プロセス)」において、「介護サービス情報の公表制度が、利用者による事業者の適切な評価・選択に資するものであること」に鑑み、全ての自治体において適切に情報の更新が行われるような方策を検討すべき」との意見が示されたところである。 こうした意見を踏まえ、これまで適切にデータが更新されるよう取組を進め、全国調査を実施した令和4年2月10日時点から直近2年度以上前のデータが公表されている割合は一定程度改善しているものの、自治体別に見ると依然としてデータの更新が進んでいない自治体もある現状がある。 こうした背景には、制度改正・報酬改定等に伴う公表内容の増加及び複雑化、調査・公表事務の増加による負担が想定されるところであり、令和7年度の調査研究において公表内容、調査・公表事務等の現状や課題を把握したところ。 本調査研究においては、検討委員会(※1)を設置した上で、以下を実施する。 (a) 現状及び課題を踏まえて、アンケート又はヒアリング調査等(※2)を行い、公表内容、調査・公表事務等の負担軽減等を図りつつ、公表データが適切に更新されるために必要な対応等を検討する。 (b) 報告書を作成。 ※1 制度に携わる関係者(例、介護サービス事業者、都道府県等の職員、指定調査機関の調査員や指定情報公表センターの職員等、有識者等)の参加を想定。 ※2 報告対象の介護事業者や調査・公表事務等を行う都道府県等、指定情報公表センター及び指定調査機関などを想定(調査手法については標本調査でも可)。		令和7年度「利用者の適切なサービス選択に資するための介護サービス情報公表制度のあり方に関する調査研究事業」の成果を活用すること。	認知症施策・地域介護推進課
32	介護現場における効果的なハラスメント対策等に関する調査研究事業	令和元年度に作成(令和3年度に改訂)した「介護現場におけるハラスメント対策マニュアル」(以下、「マニュアル」という。))については、令和7年12月に介護保険部会でとりまとめられた「介護保険制度の見直しに関する意見」において、令和7年6月に成立した改正労働施策総合推進法(以下、「改正法」という。))の内容等を踏まえ、その見直しなど所要の措置を講ずることが適当であることが盛り込まれている。これを踏まえ、本事業では、有識者や事業者団体等により組織する検討委員会を設置し、以下の取組を実施する。 ① 介護現場における利用者・家族等からのハラスメントの実態に関する調査・分析 ② 改正法の内容等を踏まえた介護現場における効果的なハラスメント対策等の検討 ③ ①及び②を踏まえたマニュアルの改訂		・令和3年度老健事業では、介護現場におけるハラスメントについて、介護事業者が行うハラスメント対応に関する研修・相談支援について、調査研究を行い、介護事業者が活用できる研修・相談支援の手引きを作成とマニュアルの改訂を行い、報告書を作成している。 ・介護現場におけるハラスメント対策の検討やマニュアルの作成に当たっては、令和8年2月に告示された「事業主が職場における顧客等の言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置等についての指針」の内容も十分に踏まえたものとする。 ・調査結果の速報値については、9月までにとりまとめて公表する可能性がある。 ・適宜資料提出を求めることがある。	認知症施策・地域介護推進課
33	介護保険における口腔管理の充実に関する調査研究事業	介護現場では、誤嚥性肺炎の予防や経口摂取維持のため、口腔衛生管理の重要性が指摘されている。介護保険での口腔衛生管理は一部のサービス類型にとどまっており、介護サービスを受ける全利用者を網羅できていない。本事業は、介護現場での口腔衛生管理の実態を調査することを目的とする。歯科専門職やその他の職種が利用者に対し口腔衛生管理のために使用している時間も併せて調査を行う。		・有識者・関係団体等からなる検討会を開催すること。 ・調査の実施にあたり、厚生労働省及び関係団体等と連携をとること。 ・歯科医師、歯科衛生士等を用いて現地調査の体制構築が可能なこと。	老人保健課

番号	テーマ名	事業概要	特記事項		担当課室厚生局
			金額	特記条件	
34	介護職員等の更なる処遇改善の推進に向けた方策に関する調査研究事業	令和8年度介護報酬改定に関する審議報告(令和7年12月23日社会保障審議会介護給付費分科会)において「令和9年度介護報酬改定においては、令和8年度介護報酬改定で講ずる措置の状況等を把握した上で、例えば、差次の取組による介護職員等処遇改善加算における加算Ⅰ及びⅡの取得の進展を踏まえ対応など、(中略)介護分野の処遇改善に向けた考え方の整理を行うべき」とされていることを踏まえ、令和9年度介護報酬改定における検討に資するよう、介護職員等処遇改善加算における加算Ⅲ及びⅣの事業所・施設の上位区分への移行の障壁等の実態を把握するとともに、上位区分への移行の促進等に資する取組(広報資料の作成・送付、厚労省HPの管理等)を行う。	※協議額20,000千円の超過を認める	・介護事業者の就業規則・賃金規程等に知見を有すること。 ・介護事業者に対する調査及び各種広報の経験を有すること。	老人保健課
35	介護従事者の離職防止・人材確保に向けた介護報酬上の評価の在り方に関する調査研究事業	令和8年度介護報酬改定に関する「大臣折衝事項」(令和7年12月24日)において、令和9年度介護報酬改定は、介護分野の離職防止・人材確保を図る必要があるとの認識のもと対応するとされていることを踏まえ、離職防止・人材確保に向けた、介護報酬上の評価の在り方(サービス提供体制強化加算や令和8年度改定において新たに介護職員等処遇改善加算が創設されたサービスにおける処遇改善の取組等)に関する検討に資するよう、介護サービス事業者が行っている取組等の実態を把握する。	※協議額20,000千円の超過を認める	・介護事業者の就業規則・賃金規程等に知見を有すること。 ・介護事業者に対する調査の経験を有すること。	老人保健課
36	新たな介護予防・日常生活圏ニーズ調査の実施に向けた調査研究事業	介護保険制度の見直しに関する意見(令和7年12月25日)において、「第11期介護保険事業計画の策定に当たり、国が標準的な調査方法を示しつつニーズ調査の在り方を見直し、各市町村が効果的な介護予防施策を展開できるよう、関連データを活用した各施策の評価・改善するための環境整備が必要である」と示されており、令和7年度老健事業において、標準的な調査方法の検討を行ったところ、本年度においては、令和7年度の検討成果を踏まえ、調査項目の文獻レビューを実施した上で、調査の企画から結果の活用に至るまでの一連の流れをエビデンスに基づいて整理するとともに、自治体が実務に即して活用できる内容となるよう実行の手引きを改定することを目的とする。		・本事業を遂行するに当たり、疫学に関する見識を有する研究者や介護予防に関する研究や取組に精通した研究者・有識者、ニーズ調査を担当している自治体担当者等からなる検討会を設けること。また、厚生労働省と連携をとること。	老人保健課
【在宅サービス】					
8【在宅サービス】医療系サービス					
37	地域包括ケアシステムにおける薬剤師の看取り期への関わり方に関する調査研究事業	高齢者人口がピークを迎える2040年頃に向けて、一層多くなる医療と介護の複合ニーズを有する患者・利用者や死亡数の増加への対応として、在宅療養や在宅看取りの体制構築が求められているが、薬剤師による在宅における薬剤管理として、全薬局に占める在宅業務を担う薬局数の割合は、地域差が生じていることに加え、特に看取り期に求められる麻薬調剤等は限られた薬局が実施している実態がある。 本事業では、医療と介護の複合ニーズを有する患者・利用者や死亡数の増加に対応するために、特に看取り期の薬剤師の在宅業務の実態や課題、薬剤師に求められる役割を調査等により明らかにした上で、薬剤師が看取り期に関わるにあたって必要とされる能力や体制として、多職種からなるチームによる医療・ケアにおける意思決定支援への関わり方、薬剤師が所属する機関の体制整備のあり方等を取りまとめたハンドブックと報告書を策定する。		・検討にあたっては、関係者や有識者等からなる検討委員会を設置すること。 ・調査にあたっては、本年9月末を目処に、速報をとりまとめることを含め、厚生労働省と十分に調整を行うこと。	老人保健課
38	高齢者の生活期リハビリテーションの実態調査事業	令和7年度老人保健健康増進等事業において通所リハビリテーション事業所・訪問リハビリテーション事業所を対象とした失語症リハビリテーションの実態調査を実施した。 本事業では、令和7年度の老人保健健康増進等事業での調査研究を踏まえ、通所リハビリテーション・訪問リハビリテーションの長期間利用者を対象とした高齢者の生活期リハビリテーションに関する現状の調査、実践事例の収集を行った上で、有識者による検討会を実施し、課題の抽出や今後必要な対応について検討を行う。		・本事業の企画立案に当たって、関係団体の有識者等を参画させること。 ・令和7年度老人保健健康増進等事業「高齢者の失語症についての調査研究事業」の成果を踏まえ、事業内容を検討すること。 ・調査結果については、本年9月末を目処に速報をとりまとめること。	老人保健課
39	訪問看護事業所の質評価の実装等にに向けた検討	医療と介護の複合型ニーズを有する独居高齢者や老老介護が増え、訪問看護の需要増加が見込まれる中、訪問看護事業所数は増加し、特に営利法人の伸びが顕著である。一方で、近年、制度や事業運営に必要な知識等が不十分なことが背景にあると考えられる事業所の廃止・休止の増加や、報道等において事業所の質の差が生じているとの指摘がある。現在、既存指標を用いた自己評価を行っている事業所もあるが、事業所の質評価を全国的に推進するには課題がある。 本事業では、利用者・家族が安心してサービスを利用できるよう、質の評価や現行の介護報酬に関する事業所への調査を行うとともに、先行事例への視察やヒアリング等から現状及び課題の把握と質評価の実装に向けた検討を行い、今後国等が取り組むべき課題を明確化する。		検討にあたっては、事業実践者や自治体職員、職能団体、有識者等からなる検討委員会を設置すること。評価指標は、訪問看護事業所における実際の使用も想定し、報告書とは別途、独立したWord資料等にまとめたものを提出すること。	老人保健課
40	大規模言語モデルを用いた訪問看護記録からの看護の質評価指標の自動抽出実現に向けた検討	訪問看護費の額は年々増加しているが、在宅療養や在宅看取りのニーズも増加しており、訪問看護サービスの重要性及び必要性は増している。また、訪問看護事業所数の増加や事業所形態の多様化、就労する看護職員の背景や経験も多様であり、利用者の状況等に応じて利用者等に提供される看護の内容には幅があるため、今後も看護の可視化及び質の向上は各事業所が取り組むべき重要な課題である。実際に提供されている看護については、既存の看護の質評価指標はあるものの、入力の手間等から事業所において活用が進んでいない現状がある。 本事業では、持続可能な看護の質評価体制の構築を目指し、既存の質評価指標を基盤としつつ、報酬制度と質評価の報告を組み合わせた米国等のシステムを参考にしながら、大規模言語モデル(LLM: Large Language Model)を用いて看護記録から看護の質を総体的に評価する方法を検討し、自動抽出ツールの開発実現に向けて、抽出データの精度等に関する課題を解消することを目指す。		・評価方法の検討・開発に当たっては、既に複数法人の訪問看護記録を入手していること。 ・クローズドな環境下での大規模言語モデルを用いて看護記録から看護ケア内容及び質指標を抽出する研究の実績があること。	老人保健課
41	看護小規模多機能型居宅介護の更なる周知・啓発	看護小規模多機能型居宅介護事業所は令和7年4月の請求事業所数が全国で1,100箇所を超えたが、第9期介護保険事業計画において、令和5年度の実績値に比べ、令和22年度には約76%の需要増加が見込まれており、更なる設置促進が必要である。一方、令和6年度老人保健健康増進等事業では、看多機の利用に対する課題として「看多機のサービスに関する正しい知識」「住民への看多機の周知」等の回答が多くあり、市町村による事業所の設置促進とともに、利用者を確保するためには、住民及び家族、介護支援専門員、市町村等に対してサービス自体の更なる周知・啓発が求められていることが明らかとなった。 本事業では、広く国民及び関係者等に対して看多機の効果的な周知・啓発を図ることを目指し、これまでの当該事業等で得られた知見等を踏まえ、サービスを紹介する動画を新たに作成する。また、閲覧者にとって分かりやすい必要な情報が網羅された専用ホームページを作成する。		検討にあたっては、事業実践者や自治体職員、職能団体、有識者等からなる検討委員会を設置すること。	老人保健課
9【在宅サービス】介護系サービス					
42	福祉用具の業務プロセスとモニタリングの実態に関する調査研究事業	令和6年度介護報酬改定では一部の福祉用具に係る貸与と販売の選択制やモニタリングの実施時期の明確化等を導入し、その実施状況について令和7年度に調査を行ったが、その調査を踏まえた制度の適正な実施のため、必要な方策を検討する。 本事業においては、有識者の検討会を開催し、福祉用具貸与事業所、居宅介護支援事業所を対象として選択制の各プロセスとモニタリング等の詳細な実施状況と、業務全体のプロセスの実態把握を行う。また、各事業所及び保険者自治体を対象にしたヒアリングを行い、福祉用具貸与に係る事務手続きの実態を把握し、報告書としてまとめる。 加えて、選択制の提案プロセスとモニタリングにおける好事例を把握し、モニタリングシートの標準化の検討とその周知のため必要なツールの作成・見直しを行う。		令和6年度老人保健健康増進等事業「福祉用具サービスの適切なPDCAの実現に向けた調査研究事業(実施:エム・アール・アイリサーチアソシエーツ株式会社)」及び令和6年度介護報酬改定の効果検証及び調査研究に係る調査(令和7年度調査)「(3)一部の福祉用具に係る貸与と販売の選択制の導入に関する調査研究事業(実施:株式会社三菱総合研究所)」の成果物等を参考とすること。	高齢者支援課

番号	テーマ名	事業概要	特記事項		担当課室厚生局
			金額	特記条件	
43	介護保険における福祉用具の選定の判断基準の改訂に向けた調査研究事業	「介護保険における福祉用具の選定の判断基準」は令和5年に調査検討し、令和6年に改訂したところだが、令和6年度介護報酬改定で導入された「一部の福祉用具に係る貸付と販売の選択制」や通知改正（見込）の「通信機能を備えた福祉用具」といった制度改正が反映された判断基準が必要とされる。 本事業では有識者の検討会を開催し、福祉用具貸与、居宅介護支援、自治体を対象に判断基準の活用状況の把握、選定に係る好事例や判断基準の課題のヒアリングを行い、改訂を要する項目等について報告書にまとめ、改訂案を作成する。また、判断基準を活用して給付適正化にも資するようにするため、自治体職員が参照するマニュアルを作成する。 改訂案資料について、事業所・自治体を対象に普及啓発のための研修を実施する。		事業の実施に当たっては、令和5年度老人保健健康等増進事業「介護保険における福祉用具の選定の判断基準の見直しに向けた調査研究事業（実施主体：株式会社NTTデータ経営研究所）」の成果物等を参考とし、事業を実施すること。	高齢者支援課
44	福祉用具専門相談員による住宅改修の質の向上と職能団体としての連携強化に関する調査研究事業	介護保険制度における住宅改修は、利用者の自立支援や介護負担軽減に重要な施策であり、そのためには福祉用具の併用状況や、疾病特性、身体機能などを踏まえた改修の提案が重要である。 一方で、自治体において上記利用者像が理由書等から読み取りづらく、判断に迷う場合があることから、福祉用具専門相談員の関与の状況や給付実態等の調査が必要である。 このため、有識者の検討会を開催し、住宅改修事業を行っている福祉用具貸与事業所等へのヒアリングや調査を行う。福祉用具専門相談員の専門性を活用したアセスメントを行い、住宅改修の申請に係る書類を適切に作成することにより、住宅改修の質の均てん化に資する手引きを作成し、報告書にまとめる。		事業の実施に当たっては、令和7年度老人保健健康等増進事業「住宅改修の給付実態等の把握と指導監督のあり方に関する調査研究事業（実施主体：エム・アール・アイ・リサーチアソシエイツ株式会社）」の成果物等を参考とし、事業を実施すること。	高齢者支援課
45	居宅での介護テクノロジー等活用の実態把握における調査研究事業	少子高齢化の進展に伴い、単身高齢者の増加や介護離職、サービス事業所の人手不足などへの対応が求められる中、介護保険の福祉用具においても、テクノロジーを活用した取組が考えられ、通信機能を備えた福祉用具について給付対象とすることを予定している。 介護施設での介護テクノロジーの導入が進む一方、居宅への導入・活用の期待があるが、まずは現行の介護保険福祉用具のうち介護テクノロジーに該当・類似する認知症老人徘徊感知機器、移動用リフト、自動排泄処理装置等を中心に導入実績と効果、課題の把握が必要である。 有識者による「検討会」を開催し、介護保険データベースによる給付実績の分析、福祉用具貸与事業所調査等による居宅への介護テクノロジーの導入の実態、退院・退所時の介護テクノロジー導入の提案・連携等の把握とヒアリングにより好事例を把握し報告書にまとめる。			高齢者支援課
46	定期巡回・随時対応型訪問介護看護と夜間対応型訪問介護の統合に向けた調査研究事業	令和7年12月に介護保険部会でとりまとめられた「介護保険制度の見直しに関する意見」では、定期巡回・随時対応型訪問介護看護と夜間対応型訪問介護を統合することが適当であり、統合に当たっては、利用者・事業者双方への影響に配慮する必要があるため、一定の経過措置期間を設けた上、人員配置基準や報酬に関して特例的な類型を設けることが適当であることが盛り込まれた。 これを踏まえ、本事業においては、有識者や事業者団体等により組織する委員会において、以下の調査・分析等を行い、報告書としてとりまとめる。 ・定期巡回・随時対応型訪問介護看護と夜間訪問介護の人員配置基準やサービス提供内容、報酬体系等の違い（看護師配置、日中対応、定期的な看護アセスメント、24時間通報対応加算の有無等）を踏まえた、経過措置期間中における特例的な類型を検討するとともに、統合が円滑に進むよう、運営基準の変更点や指定申請の方法、訪問看護事業者との連携のあり方、利用者の引継ぎ等に関するマニュアルを作成する。 ・日中と夜間における定期巡回のニーズの違いを踏まえ、テクノロジーを活用し、必要ときにサービスを提供する形で効率化や利用者のQOL向上を図っている定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所に対する調査を行い、効率化やケアの質等への影響について分析する。		調査結果の連報値については、9月までにとりまとめて公表する可能性がある。	認知症施策・地域介護推進課
47	中山間・人口減少地域における訪問介護のサービス提供体制確保のあり方に関する調査研究事業	令和7年12月に介護保険部会でとりまとめられた「介護保険制度の見直しに関する意見」では、中山間・人口減少地域における新たな特例介護サービスの類型の枠組みにおいて、ICT機器の活用やサービス事業所間での連携を前提に、管理者や専門職の常勤・専従要件の緩和等を行うことが考えられることが盛り込まれ、今後、詳細な要件について、介護給付費分科会等で議論することが適当であることとされた。 これを踏まえ、本事業においては、有識者や事業者団体等により組織する委員会を設置し、通所介護と訪問介護の人員配置基準の緩和も含めた効果的な連携のあり方について実態に即した現実的な方策を検討するとともに、以下の事例に関する実態を把握し、その実施の経緯や実施にあたっての留意点など他の事業所等が取り組む際の参考となる情報を収集・整理し、報告書としてとりまとめる。 ・令和7年度補正予算で措置した地域の体制づくり支援事業のうちの、通所介護事業所の多機能化（訪問機能の追加）の推進支援及び訪問介護事業所のサテライト（出張所）設置の推進支援に関する取組事例 ・小規模事業所間の連携・協働化による間接業務の効率化など職場環境の改善事例		調査結果の連報値については、9月までにとりまとめて公表する可能性がある。	認知症施策・地域介護推進課
48	小規模多機能型居宅介護及び認知症対応型共同生活介護における医療・介護連携のあり方等に関する調査研究事業	今後、医療・介護ニーズを抱える高齢者や認知症高齢者の増加が見込まれる中、高齢者が住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けられるようにするためには、地域密着型サービスにおける医療ニーズの高い認知症高齢者や看取りへの対応を強化していく必要がある。 このため、本事業では、以下の内容についてアンケート及びヒアリングによる調査を実施し、有識者や事業者団体等により組織する委員会において、医療・介護連携の推進など2040年に向けたサービスのあり方等について分析・検討を行い、報告書にとりまとめる。 ① 小規模多機能型居宅介護における認知症高齢者や看取り期の利用者の受入状況、サービス対応の実態、関係加算の算定状況や算定における課題（事業所調査） ② 認知症対応型共同生活介護における医療的ケアの必要な利用者の受入状況、医療機関の看護師との連携または看護職員の配置状況、相談対応や診療体制を常時確保している協力医療機関の連携状況や課題、これらに関する各種加算の算定状況や算定における課題（事業所調査） ③ 小規模多機能型居宅介護及び認知症対応型共同生活介護の利用者やその家族のニーズ（利用者調査）		調査結果の連報値については、9月までにとりまとめて公表する可能性がある。	認知症施策・地域介護推進課
49	中山間・人口減少地域における訪問介護サービスの包括的な評価のあり方に関する調査研究事業	令和7年12月に介護保険部会でとりまとめられた「介護保険制度の見直しに関する意見」では、中山間・人口減少地域における新たな特例介護サービスの類型の枠組みにおいて、訪問介護を念頭に、出来高報酬と包括的な評価（月単位の定額払い）を選択可能とすることについて、第10期介護保険事業計画期間中の実施を目指すことが適当であることとされた。 このため、本事業においては、「介護保険制度の見直しに関する意見」で示された留意事項等を踏まえ、有識者や事業者団体等により組織する委員会において、以下の点について把握・検討等を行い、その結果を報告書としてとりまとめる。 ・中山間・人口減少地域に所在する訪問介護事業所の事業規模・事業形態のほか、サービス提供や収支、加算取組の状況、利用者像、利用者宅間の移動距離、キャンセルの発生状況や季節による利用の繁閑等の実態把握（事業所へのアンケート・ヒアリング調査） ・上記の調査結果を踏まえ、利用者像に応じた複数段階の報酬区分の設定、区分支給限度基準額との関係性にも配慮した包括化の対象範囲の設定など、きめ細かな報酬体系及び具体的な報酬水準のあり方の検討 ・包括報酬を導入した場合の事業収支や利用者負担額の変化、区分支給限度額との関係により生じ得る他の居宅サービス利用量の変化等のシミュレーション ・包括報酬の導入に伴い想定される利用者・事業者双方のモラルハザードを抑制する仕組みの検討		・調査結果の連報値については、9月までにとりまとめて公表する可能性がある ・適宜資料提出を求めることがある	認知症施策・地域介護推進課

番号	テーマ名	事業概要	特記事項		担当課室厚生局
			金額	特記条件	
50	訪問介護サービスの提供形態に応じた評価のあり方に関する調査研究事業	訪問介護において、集合住宅等に居住している利用者を中心にサービス提供する場合は、戸建て住宅等に居住している利用者を中心にサービス提供する場合に比べて移動時間や移動距離が相対的に短く、訪問件数も多くなる傾向があり、こうした傾向は通所介護等における迷迎についても同様であると考えられる。 この点について、令和8年度予算に関する大臣折衝において、有料老人ホームに関する制度改正の内容も踏まえつつ、サービス提供形態に応じた評価のあり方を検討することとされた。 これを踏まえ、本事業においては、それぞれのサービス提供形態ごとに、サービス内容やケアの質、人員体制、経営状況のほか、移動も含めたサービスに要する時間や費用等について、事業所へのアンケート・ヒアリング調査等による実態把握を行う。 ○ さらに、その調査結果を踏まえて、有識者や事業者団体等で組織する委員会において、戸建て住宅等への戸別訪問を行う事業者と集合住宅等を中心にサービス提供を行う事業者のサービス提供形態に応じた評価のあり方について検討し、その検討結果を報告書としてとりまとめる。		調査結果の速報値については、9月までにとりまとめて公表する可能性がある。	認知症施策・地域介護推進課
51	通所介護・地域密着型通所介護・認知症対応型通所介護の今後の運営の在り方に関する調査研究事業	通所介護・地域密着型通所介護・認知症対応型通所介護では、自立支援・重度化防止の取組、認知症や重度者への対応、家族介護者の支援、社会参加活動の実施など多種多様なサービスが行われているが、立地する地域の特性や高齢者の状態像や世帯特性等を踏まえたニーズへの対応が課題となっており、休止・廃止に至る事業所も生じており、近年、全国の事業所数や利用者数が横ばいの状況となっている。 また、令和7年12月に介護保険部会でとりまとめられた「介護保険制度の見直しに関する意見」では、中山間・人口減少地域における介護サービス基盤の維持・確保のため、特例介護サービスに新たな類型を設けることが適当とされている。 そのため、それぞれの地域で必要なサービスが安定的に提供されるよう、デイサービス事業の運営の実態や地域の利用者のニーズ等について、過去の先行研究等の分析や必要に応じた追加調査を行い、今後、デイサービスに求められる役割や機能、職員配置や生産性の向上に向けた取組等について検討を行い、事業の重点化やサービス提供体制確保に向けた方策を報告書としてとりまとめる。		調査結果の速報値については、9月までにとりまとめて公表する可能性がある。	認知症施策・地域介護推進課
52	短期入所生活介護におけるサービス提供状況の実態把握に係る調査研究事業	短期入所生活介護については、これまで家族のレスパイトや一時的な介護ニーズが生じた場合に利用されてきたが、高齢者をとりまく状況や、医療機関、介護保険施設、短期入所療養介護などのサービスの利用状況が変化する中で、短期入所生活介護が果たすべき役割と当該役割を果たすための体制等のあり方について今一度整理を行う必要があると考えられることから、以下の事項について調査・分析を行う。 ① サービス提供状況、経営実態、運営実態、専門職における配置基準の状況、医療ニーズへの対応等を把握するため、短期入所生活介護事業所に対するアンケート調査を実施。 ② 利用者のサービス利用目的、利用日数や頻度等の利用実態、医療ニーズの状況、家族の有無等の利用者のニーズに関する利用者調査を実施。 ③ 長期間継続的にサービスを利用する、いわゆる「ロングショット」の実態を把握するため、介護支援支援専門員に対するアンケート調査を実施。 ④ 他に宿泊機能をもつサービス(小規模多機能型居宅介護、短期入所療養介護、介護老人福祉施設、介護老人保健施設等)との比較や、整備方針の把握を行うため、都道府県等に対するアンケート調査を実施。 ⑤ 調査結果をふまえ、短期入所生活介護のサービス提供のあり方を検討及び報告書としてとりまとめる。		調査結果の速報値については、9月までにとりまとめて公表する可能性がある。	認知症施策・地域介護推進課
53	中山間・人口減少地域におけるサービス体制の維持・確保に向けた柔軟な対応の導入方法に関する調査研究	中山間・人口減少地域における介護サービス基盤の維持・確保のため、現行の基準該当サービスや離島等相当サービスに加えて、特例介護サービスに新たな類型を設けることや、市町村が介護サービスを事業として実施する仕組みの導入の検討が行われている。今後、制度改正の検討にあわせて、各自治体においても、地域の介護ニーズやサービス提供体制の状況に応じてサービス提供体制の確保の方法について選択・導入をしていくこととなるが、新たな仕組みの円滑な導入に向けて、各自治体の検討段階からの支援を行う必要がある。 そのため、本事業においては、令和9年度に向けて新たな制度の導入を検討を行う複数の自治体に対して、制度導入に向けた検討の場や事業開始に向けた介護サービス事業者等の関係者との調整に関して伴走的な支援を行うとともに、それら制度導入に向けた検討から事業実施準備に向けた手順を「中山間・人口減少地域におけるサービス維持・確保対策の導入に関する手引き」としてまとめる。	※協議額20,000千円の超過を認める	令和7年度老人保健健康増進等事業「中山間地域等における安定的な介護サービス提供に資するための方策に関する調査研究」の結果を踏まえて実施すること。	認知症施策・地域介護推進課
54	中山間・人口減少地域において介護サービスを事業として実施する仕組みの実施に関する調査研究事業	令和7年12月の介護保険部会の意見書では、中山間・人口減少地域における柔軟なサービス基盤の維持・確保の選択肢の一つとして、給付の仕組みに代えて、市町村が関与する事業により、事業者がサービス提供を可能とする仕組みを設けることが適当であるとされた。 このため、本事業においては、同意見書に記載されている留意事項等を踏まえて、自治体の負担軽減等の観点から、都道府県・市町村等の関係者の意見も聞きながら、以下の点について検討・整理を行い、その結果を報告書として取りまとめる。 ・中山間・人口減少地域における事業者の経営やサービス提供の状況の検証や、それを踏まえた事業を実施に当たった標準的な事業費の在り方、標準的なサービス単価の考え方等の整理 ・市町村から事業者への委託等を行う場合の標準的な手続き、必要文書のひな型等の整理 ・事業実施者のサービス提供に当たった基本的な考え方(ケアマネジメントの在り方等)の整理		調査結果の速報値については、9月頃までにとりまとめて公表する可能性がある。また、適宜資料提出を求めることがある。	認知症施策・地域介護推進課
55	訪問系サービス及び短期入所系サービスにおける口腔管理に係る連携強化のための検討	在宅で療養する要介護高齢者に対する適切な歯科介入の必要性が指摘されており、訪問系サービス及び短期入所系サービス等と歯科医療機関との連携が重要である。本事業では、連携歯科医療機関(在宅歯科医療機関)に係る相談窓口の調査及びHPへの公開等による介護事業所への情報提供とともに、複数の自治体で以下に掲げる事業をモデル的に実施し、各地域における歯科医療と介護との連携に係る効果的な推進策について報告書を取りまとめ、関係団体等への普及啓発資料・研修マニュアルの作成・発信等を行う。 ・地域の歯科医師会、介護支援専門員協会等をはじめとした関係機関・関係者間での歯科医療機関と介護事業所の連携に係る協議(現状・課題の整理、連携歯科医療機関のマッチング支援等の対応策の検討等) ・介護関係職種(訪問介護、訪問看護、訪問リハ、短期入所生活介護等)を対象とした要介護高齢者の口腔の健康状態の評価やケア、歯科との連携等に関する研修(希望する施設での実践的な講習を含むこと)		地域の歯科医師会、介護支援専門員協会等をはじめとした関係機関・関係者と協働の上で取り組むこと。	老人保健課
56	在宅における栄養管理の充実に関する調査研究事業	居宅サービス等を利用する高齢者において低栄養及び低栄養のリスクがある者の割合は、要介護者で70%以上であることが明らかになっている。居宅高齢者の栄養ケアの潜在的ニーズは大きいものの、居宅サービスにおける栄養関連サービスの算定割合は低調であり、また管理栄養士による居宅療養管理指導の算定回数は極めて少ない。そのような状況を踏まえ、介護報酬改定に向けて、居宅サービス等における栄養関連サービスを推進するために、各サービス利用の実態と提供サービスの質を調査するとともに、ヒアリング調査を通じた好事例の収集等、基礎資料を得ることを目的とする。		・関係者や有識者からなる検討委員会を設置すると共に、厚生労働省及び各関係団体等と連携をとることを。 ・中間報告を令和8年9月末日までに行えるよう事業の進捗管理とスケジュール設定を行うこと。	老人保健課

番号		テーマ名	事業概要	特記事項		担当課室厚生局
【施設サービス】				金額	特記条件	
10【施設サービス】介護施設共通						
57	ユニットケア推進に係る研修カリキュラムのあり方に関する調査研究事業	・ユニットケア研修には、「施設管理者研修」、「ユニットリーダー研修」があり、施設管理者研修は施設の運営基準により努力義務化、ユニットリーダー研修は解職通知で受講を求めている。 ・研修内容については、国がユニットケアの理念やユニットリーダーの役割、ユニットケアを効果的に提供するためのマネジメント等についてカリキュラムを示している。 ・令和6年度の老健事業において研修修了者を対象とした調査を実施し、ユニット型施設管理者及びユニットリーダーに求められる役割、習得すべき知識等を明らかにし、令和7年度では研修カリキュラムの見直し案を作成したところである。 ・本事業では、これまでの老健事業で整理された課題、研修カリキュラムの見直し案を踏まえ、ユニットケアに携わる全ての職員が受講可能な、より詳細な教授内容について検討を行う。			・ユニットケア研修若しくは介護職員に係る研修プログラムやカリキュラム改訂について検討した経験があること。 ・有識者検討委員会を設置し、議論のとりまとめを経験していること。	高齢者支援課
58	介護老人保健施設における施設類型別の実態把握にかかる調査研究事業	・介護老人保健施設について、令和6年度介護報酬改定では、在宅復帰・在宅療養支援機能を推進するため、医療と介護の連携の推進、自立支援・重度化防止の取組の推進等の観点から、評価の充実、見直し等が行われたところ、同改定の影響に加え、在宅復帰・在宅療養支援機能に基づく施設類型別の運営実態として、稼働状況、人員配置等を把握する必要がある。また、医療提供施設としての医療の提供状況を把握するため、入所者への医療提供状況、医療ニーズのある利用者の受入状況等を調査する必要がある。 ・本事業では、介護老人保健施設について、介護報酬改定の影響も踏まえたサービス提供の実態調査を行うとともに、施設類型の在り方を含めた提言を報告書にとりまとめる。	※協議額20,000千円の超過を認める		・本事業を遂行するにあたり、介護老人保健施設及び医療機関等に関する関係団体等の代表者を、検討会等に参画させること。 ・調査にあたっては、本年9月末を目処に、速報をとりまとめることを含め、厚生労働省と十分に調整を行うこと。	老人保健課
59	介護保険施設における入所者への食事提供の実態把握にかかる調査研究事業	・介護保険施設において、入所者の経口による食事摂取を促進する観点から、経口移行加算や経口維持加算等の加算が設けられているところであるが、介護保険施設における入所者の状態に合わせた食事や食事投与経路の選択や、経口摂取を推進するためのリハビリテーション等の実態は明らかにしていない。 ・本事業では、入所者の状態に合わせた食事や投与経路の選択をより一層推進するため、介護保険施設における入所者への食事提供の実態として、食費徴収の有無を含めた食材料費、食品又は医薬品の選択方法、医療依存度を踏まえた食事形態や食事投与経路の選択方法等について、検討委員会を設置した上で、食事提供にかかる実態調査等から検討・整理し、入所者の状態に合わせた食事や投与経路の選択を可能にする方策を提言する。			・関係者や有識者からなる検討委員会を設置するとともに、厚生労働省及び各関係団体等と連携をとること。 ・これまで、医療・介護施設等における食事の実態調査等に関する経験・知見等を有する者による事業の実施が望ましい。 ・調査にあたっては、本年9月末を目処に、速報をとりまとめることを含め、厚生労働省と十分に調整を行うこと。	老人保健課
60	リハビリテーション・機能訓練、栄養、口腔の一体的取組に係る実態調査	・リハビリテーション・個別機能訓練、栄養、口腔の一体的取り組みについては、令和6年度介護報酬改定で加算として位置付けられたところ、一体的取り組みの推進のため、また、LIFEへのデータ提出を要する加算でありLIFEで収集する情報の整理のため、実態調査が必要であると考えている。本調査では、介護保険施設、通所リハビリテーションを対象として、各職種のアセスメント内容や他職種との情報共有内容、情報共有方法等の調査を実施し、ヒアリング調査を通じた好事例の収集を行うことを目的とする。			・事業実施にあたっては、厚生労働省及び関係団体と連携すること。 ・LIFEについての知見を有し、厚生労働省と連携した実績を持つこと。 ・中間報告を令和8年9月末日までに行えるよう事業の進捗管理とスケジュール設定を行うこと。	老人保健課
61	嚥下調整食の提供に関するコスト調査研究事業	・摂食・嚥下機能が低下している高齢者は、食事量の減少等により低栄養になりやすく、嚥下機能を踏まえた適切な嚥下調整食の提供が、低栄養の防止や改善の有効な手段となる。嚥下調整食の提供には通常の食事（常食）に比べて技術や手間、調理時間、費用等を要すると言われていたことから、介護保険施設における嚥下調整食（各段階を踏まえた）の提供に係るコストの実態を把握し、その構造を明らかにすることを目的とする。			・関係者や有識者からなる検討委員会を設置すると共に、厚生労働省及び各関係団体等と連携をとること。 ・中間報告を令和8年9月末日までに行えるよう事業の進捗管理とスケジュール設定を行うこと。	老人保健課
11【施設サービス】（特別養護老人ホーム）						
62	介護施設における看護職員の役割発揮に関する検討	・2040 年に向けて、85 歳以上の人口が増加し、医療と介護の複合ニーズを抱える者が急増する中、これらの者が適切な医療・介護サービスを受けられるよう受け皿を確保する必要がある。 ・介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム、以下「特養」という。）は、原則要介護度3以上の者が入所する施設であることに加え、医師が常駐していないケースも多い中にあつては、医療ニーズの高い入所者に対する看護職員の役割発揮がより求められている。 ・そこで本事業では、特養の看護職員が担う役割（入所者の健康管理、医療的ケア、終末期ケア等）を効果的に発揮している好事例を収集することを目的とする。 ・また、令和6年度介護報酬改定において、協力医療機関との連携体制の構築に係る対応を行っているところであり、協力医療機関の看護師が介護老人福祉施設と連携・相談支援等を行っている事例についても収集し、活用に資する提言を行う。			・有識者による検討委員会を設け、報告書をとりとまとめた経験があること。 ・介護施設等における看護職員の役割・業務実態等の調査研究事業に関わった経験があることが望ましい。	高齢者支援課
12【高齢者向け住まい対策】						
63	高齢者向け住まいにおける運営形態の多様化に関する実態調査研究事業	・高齢者向け住まい（有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅）が増加し、施設形態や提供サービスも多様化しているため、高齢者向け住まいの施設概要、入居者属性、職員体制、サービス提供状況、事業計画等について実態調査し、基礎的な情報を整理する。 【調査項目（案）】 法人・施設概要：業種、定員、居室面積、設備、併設事業所、入居・退居要件、募集方法 入居者属性：要介護度、認知症の程度、医療ニーズ、利用サービス、 職員体制：職員数、日中・夜間の体制、資格の所有状況 サービス提供状況：併設事業所の利用状況、看取り、医療・看護の提供方法 入居プロセス：入居契約とケアマネ契約との関係、ケアマネジメントの独立性 等 上記実態を踏まえ、入居条件等住まい類型ごとの現状と課題の整理を行う。				高齢者支援課
64	多様化する有料老人ホームに対する指導監督のあり方に関する調査研究事業	・有料老人ホームの指導にあたっては、国が示す「有料老人ホーム設置運営標準指導指針」を参考として、各都道府県等が地域の実情に応じた指導指針を定め、これに基づき指導が行われている。 ・有料老人ホームあり方検討会のとりまとめにおいて、指導指針が「都道府県等が事業の開始前・開始後ともに効果的な対応を取ることができるよう、老人福祉法に基づく統一的な基準として策定することが必要である」とされている。入居者保護を強化しつつも事業者の創意工夫を尊重し、公平・適切で、かつ効果的・効率的な指導が実施できるよう、有料老人ホームの制度見直しの方向性を踏まえ、指導指針の役割やあり方、規定すべき内容、求めるべき基準等を改めて整理する必要がある。 ・このため、有料老人ホームに関する各分野の専門家、自治体、消費者、事業者等の代表からなる委員会を設置し、類似制度や既往資料の調査・分析や、各分野の専門家、自治体等へのヒアリング、グループワーク等により、課題を明確化した上で、求められる指導指針のあり方について整理し、報告書にまとめる。				高齢者支援課

番号	テーマ名	事業概要	特記事項		担当課室厚生局
			金額	特記条件	
65	有料老人ホームの実態を踏まえた適切な事業運営に資するツールの開発に関する調査研究事業	有料老人ホームが急増し、多様化する中で、入居者に対する適切な介護サービスの提供や、入居者保護、入居者紹介業をめぐる事業などが発生し、令和7年に有料老人ホームあり方検討会を立ち上げ、有料老人ホームの運営・サービスの透明性・質の確保を図るための検討が行われた。 検討会とりまとめにおいて、サービスの客観的な評価や入居契約の透明性の確保、ケアマネジメントの独立性の担保、住まい事業と介護事業の会計の分離が方向性として示されたが、特に、地方や小規模の住宅型有料老人ホームやサ高住事業者にとっても有益で活用可能な、これらのツールの開発が必要である。 本調査事業においては、団体とも協力の上、地方ブロック毎の勉強会やヒアリングを通じて多様な有料老人ホーム事業者の現状・課題を把握した上で、透明性を担保した適切な事業運営につながる第三者評価の仕組みや情報、標準的な契約書のひな型やケアマネジメントの指針、事業計画・損益計画のモデル等を作成し、広く周知することとする。		・有料老人ホームの事業運営に知見を有すること。調査の実施に当たり、厚労省・住まい関係団体と十分に連携をとること。	高齢者支援課
13【介護予防・日常生活支援】					
66	高齢者のスポーツや文化活動を通じた社会参加を活性化するための官民連携等のあり方に関する調査研究	「人生100年時代」を迎える中で、高齢者がスポーツや文化活動を楽しむ機会の創出がより重要となっている。厚生労働省では、こうした機会創出のため「ねんりんピック」を主催してきたが、一般認知度の低さ、実施経費等の高騰、事業実施体制の構築、日頃の活動への波及などの課題を抱えている。他方、民間企業や各種団体等においては、それぞれの事業の一環として、高齢者の社会参加活動支援している例も多く、官民連携を進めることで、行政主催の各種イベントの内容の充実、魅力向上、広報の強化等に効果があると考えられる。 そのため、①企業等がねんりんピックに求める価値や期待をマーケティングの観点からの調査・分析、②個々の企業等との具体的な連携方法についてヒアリング調査、③地方自治体主催イベント・省庁主催イベント・民間団体主催イベントにおける好事例等の調査を実施し、ねんりんピック等、行政が主催するイベント等に関する広報戦略、魅力向上策、実施体制のあり方、官民連携等など、事業実施の具体的なスキームを整理し、高齢者の生きがいづくり・健康づくりに向けた取組の効果的な推進を図る。		本事業の実施に当たっては、令和7年度に実施した「高齢者のスポーツや文化活動を通じた社会参加を活性化するためのイベントのあり方」に関する調査研究」の報告書等を踏まえること。	認知症施策・地域介護推進課
67	高齢者の健康づくり・生きがいづくりの推進に向けた都道府県における市町村支援のあり方に関する調査研究	高齢者の生きがいづくり健康づくりを推進するため、各市町村においては、地域包括ケアシステムの構築を図る中で、介護予防やフレイル予防や高齢者の社会参加による生活支援の充実などを進めているが、住民主体の活動の推進や高齢者自身の活動参加促進に苦労している市町村も多い。一方、各都道府県においては、「明るい長寿社会づくり推進機構」の事業等として、単独の市町村では実施が困難な、高齢者の社会活動振興のための指導者育成や地域活動等を推進するための組織づくり支援を実施することが期待されている。 このため、市町村の地域包括ケアシステム構築に向けて、都道府県が行う支援として、 ・シニアリーダーなど住民主体による多様なサービスの担い手育成や活動支援 ・介護予防、フレイル予防に向けた関係団体等との調整、実施団体の組織づくり支援 について、各市町村のニーズ把握や先進的な取組の実施内容について調査し、好事例集の作成やモデル事業実施例をまとめる。			認知症施策・地域介護推進課
68	総合事業における多様なサービス・活動の市町村計画への反映や効果検証手法の具体化に関する調査研究	「総合事業の充実に向けた工程表」や令和7年の介護保険部会の「介護保険制度の見直しに関する意見」において、市町村が多様なサービス・活動の見込み量の推計や計画的な整備を行い第10期介護保険事業計画に反映することや、総合事業の効果検証手法の具体化等のための方策の検討が求められている。そのため、有識者等の意見も踏まえ、以下を実施する。 ① 総合事業の評価の視点を踏まえた総合事業の現状分析や評価、計画反映の検討に必要な情報が整理された分析評価ツールを市町村に周知するために、活用方法について研修会を行う ② 地域性や人口規模等を踏まえモニターとして選定した市町村における活用結果を踏まえてツールをブラッシュアップするとともに効果検証手法の具体化に向けて検討 ③ ①～②による成果をハンドブックや報告書等にまとめ、市町村等に周知		①の研修会については、市町村の介護保険事業計画策定に資するよう、可能な限り早期（遅くとも夏まで）に、令和7年度「介護予防・日常生活支援総合事業における多様なサービス・活動の計画的整備や効果検証手法に関する調査研究」の成果を踏まえ実施すること。	認知症施策・地域介護推進課
69	生活支援体制整備に係るプラットフォームの構築及び多様な主体との接続に関する調査研究	市町村における介護予防・日常生活支援総合事業の充実を含めた地域における多様な主体による生活支援を促進するためには、都道府県による広域的な支援や介護以外の分野との連携が重要であることから、生活支援体制整備に係るプラットフォーム（PF）の構築や住民参画・官民連携推進事業等を進めているところ。 本事業では、自治体でのこれらの取組を支援・促進する観点から、有識者による委員会を設置した上で、以下を実施する。 ① 複数の都道府県において生活支援体制整備に係るPFの構築支援を行う。 ② 複数の市町村において住民参画・官民連携推進事業等多分野連携の取組の支援を行う。 ③ ①・②を踏まえ、生活支援体制整備に係るPFの構築や住民参画・官民連携推進事業等の実施における課題や効果的な手法等を手引きや報告書にまとめ、自治体に周知する。		厚生労働省において全国版の生活支援共創プラットフォームを構築していることから、都道府県の生活支援体制整備に係るプラットフォーム構築にあたって密に連携すること。	認知症施策・地域介護推進課
70	介護保険制度外の取組と生活支援コーディネーターによる互助の持続可能性を高めるための地域づくりに関する調査研究	介護予防・日常生活支援総合事業や生活支援体制整備事業では、住民同士の「互助」があることを前提に住民主体の地域づくりを進めてきたが、地域によっては、後継者不足等により互助の基盤の持続可能性に課題が生じている。一方で、地域おこし協力隊や地域の産業（飲食業や農業等）といった介護保険制度外の取組が媒介となって地域住民の主体的な活動（地域づくり）が促進される事例もみられる。 これを踏まえ、地域の互助の持続可能性を高めるために、介護保険制度外の取組が与える影響や、そこに生活支援コーディネーターが関与する余地等について検討を行う必要があることから、本事業では、有識者や実践者等による委員会を設置した上で、以下を実施する。 ① ヒアリング等を通じ、介護保険制度外の取組をきっかけとして地域住民の活動が活発化した事例等について実態（活動の経緯、内容・参加者の世代、参加者が感じる活動の価値、生活支援コーディネーターの関与等）を把握する。 ② 地域活動団体やそれを支援する行政等に対し、介護保険制度外の取組が関わる地域づくりの有用性等を議題とするフォーラム等を開催する。 ③ ①・②を踏まえ、今後の地域づくりにおいて必要な対応等についての提言を報告書に取りまとめる。		・全国の多様な地域活動団体・担い手とのネットワークを有し、実際に地域活動団体の立ち上げや活動継続に係る支援を行った経験を有する団体であること。 ・委員会は介護保険制度外の取組を行う分野の関係者も委員とすること。	認知症施策・地域介護推進課
71	総合事業の充実に向けた多様な主体によるサービス・活動の実施体制に関する調査研究	令和7年の介護保険部会において、総合事業の充実に向け、市町村の実効性を高めることや介護以外の事業者が力を発揮することの重要性が指摘されており、市町村が総合事業で多様な主体によるサービス・活動を構築できるよう支援が必要がある。 そのため、本事業では、有識者による委員会を設置した上で、以下を実施する。 ① 多様な主体による生活支援の取組の実施状況及び市町村におけるサービス・活動事業の実施体制（庁内連携、基準・報酬設定、導入環境等）についてアンケート調査及びヒアリング調査を行い、多様な主体によるサービス・活動が構築しやすい市町村の実施体制等について分析を行う。 ② ①の成果を自治体職員や多様な主体にも分かりやすい手引き等にまとめて周知する。			認知症施策・地域介護推進課

番号	テーマ名	事業概要	特記事項		担当課室厚生局
			金額	特記条件	
72	専門職と地域の支え合い等の連携による日常生活支援に関する調査研究	介護人材の不足が見込まれる中で、専門職が中心となってサービスを提供している類型における専門職の役割や、専門職によるサービスと地域の支え合いの連携の実施状況などを情報収集し、分析する必要がある。そのために、有識者の参画を得て検討委員会を設置し、以下を実施する。 ① 専門職が中心となってサービスを提供している訪問介護(身体介護・生活援助)・通所介護(地域密着型を含む。)・従前相当サービスの事業所にヒアリング調査やケーススタディ調査を実施し、利用者の住居区分等別及び状態像(認知機能低下・身体機能低下等)別に、事業所及び利用者の基本情報、各サービスの目的・支援内容及び専門職の役割を把握する。 ② 市町村を通じて総合事業における継続利用要介護者が利用する事業所を把握し、継続利用要介護者に対するサービス・活動等についても①と同じ方法の調査により把握する。 ③ 非専門職(地域住民、民間企業等)が専門職の支援を受けつつ目的に沿ったサービスを提供するためにはどのような連携の仕組みが考えられるか分析し、報告書にまとめる。	※協議額20,000千円の超過を認める		認知症施策・地域介護推進課
73	地域の支え合いを含めた生活支援体制整備にかかる評価等に関する調査研究	令和7年の介護保険部会において、地域における互助の推進や総合事業に該当しない多様な活動や事業を含めた地域の支え合い体制の状況把握と評価が重要とされたところ。 市町村においては、高齢者の生活支援体制の整備の観点から、総合事業におけるサービス・活動に加えて互助の推進や生活支援・介護予防サービスの充実等に向けた取組を進めているところであるが、これらの各取組の相互関係や生活支援体制整備にかかる評価方法等について整理する必要がある。 そのため、本事業では、有識者による委員会を設置した上で、以下を実施する。 ① ヒアリング調査等により、地域における住民の互助や多様な主体によるサービス等の実態(各取組の主体や内容、相互関係等)及び当該地域の生活支援体制の整備にかかる行政の関与、費用、効果等について把握する。 ② ①を踏まえ、地域の支え合いを含めた生活支援体制整備にかかる効果的な方策や評価方法等について検討を行う。 ③ ①・②の成果を手引きや報告書等にまとめる。		・高齢者の生活支援体制整備に関する調査研究の実施経験を有する団体であること。 ・委員会には、学識者や自治体職員のほか、多様な主体の参画・連携による生活支援体制の整備に関する知見を有する者を参画させること。	認知症施策・地域介護推進課
14【医療・介護連携】					
74	在宅医療・介護連携に係る効果的な市町村支援のための調査研究事業	在宅医療・介護連携の推進については、市区町村が中心となって地域の関係機関の連携体制の構築が推進されているが、都道府県・保健所による支援が重要である。市町村支援については都道府県等による技術的支援・広域的な関係市町村の連携構築が地域の実情により行われているが、取組状況には地域差がみられる。本事業では、有識者・関係団体等からなる検討会を開催し、これまでの関連事業において収集された好事例や既存データ等の知見の整理調査や必要に応じたヒアリングを通じて取組状況や課題を具体的に把握するとともに、都道府県、市町村担当者へのヒアリング等を通して、地域の特性を踏まえつつ都道府県等が効果的な市町村支援を実施するにあたっての実践的な参考資料(ハンドブック等の作成を想定)を成果物としてまとめる。		・在宅医療・介護連携推進事業等、医療及び介護の政策に関する知見を有する組織であること。 ・令和8年度在宅医療・介護連携推進支援事業の委託事業者と連携し、実施すること。	老人保健課
75	離島自治体等における在宅医療・介護連携推進事業の実態に関する調査研究事業	九州・沖縄は、離島自治体が多いという地理的特色とともに、島内での社会資源が少ないという現状を踏まえ、離島自治体等の取組状況や障壁を把握し、他自治体の参考となるような事例や取組のポイントについて展開を図る必要がある。 具体的には、離島自治体等における在宅医療・介護連携推進事業に関するアンケート調査や必要に応じたヒアリングを通じて取組状況や課題を具体的に把握するとともに、さらに、課題を抱え支援を希望する一部離島自治体等に対しては伴走支援を行い、その経過の把握分析と効果検証を行う。こうした取組により得られた他自治体の参考となるような事例や取組のポイントについて、自治体等を対象とした成果報告会の実施等を通して展開を図る。また、これらの調査結果に係る報告書を作成する。		・九州厚生局の管轄エリアにて調査を行う計画となっていること。 ・九州厚生局が検討会等へ参加のうえ、意見を述べる事が出来ることとすること。	九州厚生局
【認知症施策】					
15【認知症施策】普及啓発・本人発信支援					
76	認知症地域版希望大使の任命促進と活動展開のあり方に関する調査研究事業	令和6年12月に閣議決定された「認知症施策推進基本計画」では、KPIとして「認知症希望大使等の本人発信等の取組を行っている地方公共団体の数」が規定されているが、令和7年9月末時点で地域版希望大使は26都道府県での任命にとどまっており、希望大使等認知症本人が参画した活動に関しても自治体による温度差がみられる状況である。 本事業では、調査検討委員会を設置し、以下の事業を行うとともに、認知症希望大使の任命や活動促進のための効果的な支援方策を検討する。 ・全国の自治体や認知症希望大使への調査 ・希望大使と自治体認知症策担当者等との合同ミーティングの開催 ・希望大使がチームを組んで、大使未設置県等に出向き、自治体担当者等との意見交換会や、フォーラム等の開催 ・手引き等の作成		・本事業は、認知症希望大使等の本人発信等の取組について知見を有する団体が事業を実施すること。 ・本事業の実施に当たっては、認知症の人の声をしっかりと聴きながら、認知症の人と一緒に事業を実施していくという姿勢で取り組むこと。	認知症施策・地域介護推進課
77	認知症の人の診断直後のピアサポート活動の実施体制構築のための調査研究事業	令和6年12月に閣議決定された「認知症施策推進基本計画」では、認知症の人が診断後早い段階で認知症の当事者に出会い、その経験に触れられるよう、ピアサポート活動等を推進するということが掲げられている。 認知症と診断された直後の本人およびその家族が孤立しないために診断後支援は重要であり、医療機関や医療機関と密接に連携した場においてピアサポート活動を実施することは、早い段階から当事者が「話せる」「相談できる」場を確保することにつながる。 本事業では、令和7年度の「認知症の人の診断直後のピアサポート活動の実施体制構築のための調査研究事業」でのピアサポート活動の実施状況やその方法について全国的な調査やその推進方策を踏まえ、ピアサポート活動を実施している認知症の本人、ピアサポート活動の実践を理解している有識者、自治体職員等で構成する検討委員会を設置し、複数のモデル地域を選定し、認知症の人本人、自治体、医療機関、その他の関係機関等と連携の上、ピアサポート活動を実施するとともに、その結果を報告書等にまとめ、今後のピアサポート活動の推進に寄与することを目的とする。 事業実施に際しては、検討委員会のほか、作業部会を設置し、モデル地域での実践者等が作業部会委員として、モデル地域での実施内容の共有と実施内容の詳細の検討するものとする。	※協議額20,000千円の超過を認める	本事業の実施に当たっては、令和7年度に実施した「認知症の人の診断直後のピアサポート活動の実施体制構築のための調査研究事業」の報告書を踏まえること。	認知症施策・地域介護推進課
78	中山間・人口減少地域の認知症施策推進に向けた社会資源基盤整備に関する調査研究	過疎化、高齢化の進む四国地方では、認知症高齢者を対象とした介護保険サービスの整備が不十分な自治体も多く、その結果、他の自治体施設への入所や入院の加速を招いており、自治体単独で認知症本人の声を起点とした社会資源の開発や運営において多大な課題が存在する。これらのことから、近隣自治体間の連携による社会資源の開発・運営及び情報共有体制の強化が不可欠である。 本研究事業では、認知症当事者の声を基盤とした取り組みを近隣市町村の協働のもとで開発・運営・継続させることを目的に、四国4県95市町村を対象として認知症政策に関連する地域資源について実態調査を実施し、地域の強みを生かしながら連携および協働し推進するための市町村間情報共有プラットフォーム(WEB)の構築について検討する。		本事業の検討委員会には、認知症施策に精通した有識者並びに四国4県及び課題を有する自治体の認知症施策担当者、認知症地域支援推進員等が委員として参画するものとする。	四国厚生支局

番号		テーマ名	事業概要	特記事項		担当課室厚生局
				金額	特記条件	
16【認知症施策】予防						
79		感覚器障害と認知機能低下に関するエビデンス調査研究	難聴・視覚障害・嗅覚障害が認知機能低下／認知症に与える影響について、国内外のエビデンスを体系的に整理（リスク、機序、評価上の留意点、介入効果）。 感覚器障害を踏まえた認知機能評価の課題（測定バイアス、代替検査、補正方法）を整理し、現場で活用可能な対応策の論点を提示（例：聴力に依存しない簡易検査の整理）。 複合感覚障害（視覚＋聴覚等）を含む横断的視点で、予防・早期対応・支援に資する論点を検討する。		・認知症（MCI～認知症）に関する臨床・疫学研究の実績を有し、感覚器（耳鼻科・眼科・嗅覚等）を含む多領域の専門家を組織横断で参画させられる体制があること。・システマティックレビュー、エビデンスマップ作成等を適切に実施できる研究基盤（情報専門職、統計・疫学、研究支援体制）を有すること。 ・高齢者コホート、認知症関連レジストリ、もの忘れ外来等の臨床基盤と連携し、実装（現場適用）を見据えた論点整理（評価法の工夫、複合感覚障害への対応等）を行えること。 ・研究倫理・利益相反管理、成果の社会還元（自治体・医療介護関係者向けの普及資料作成）を適切に行えること。	認知症施策・地域介護推進課
17【認知症施策】医療・ケア・介護サービス介護者への支援						
80		BPSDの予防・軽減を目的としたチームケア推進に関する調査研究	令和6年介護報酬改定において、BPSD（行動・心理症状）の予防及び出現時の早期対応に資するチームケアを実施していることが評価されることとなった。 本事業では、「認知症チームケア推進加算」を新設したことによる、介護職員の意識の変化や本加算に基づくチームケアの実施状況、利用者の状態の改善状況等の効果を検証する。また、本加算の対象外となっているサービスにおけるBPSDの予防・早期対応を図るための方策について調査を行う。これらの調査に基づき、今後の施策への提言をするとともに、令和9年度介護報酬改定の検討に資する基礎資料を作成する。		過年度の関連事業を踏まえて実施するとともに、令和9年度介護報酬改定に向けた議論の材料として活用することとしており、調査結果の速報を令和8年9月頃までに厚生労働省に報告すること。	認知症施策・地域介護推進課
81		共生社会の実現に資する認知症の保健医療福祉サービス・人材育成のあり方に関する調査研究事業	令和6年12月に閣議決定された「認知症施策推進基本計画」では、質の高い保健医療及び福祉サービスを利用できるように、地域の実情に応じた体制を整備することが求められている。本事業では、次の事項について、有識者からなる検討委員会を設置し検討を行う。 ①認知症に関する保健医療サービス ・認知症疾患医療センターの機能を踏まえた、認知症サポート医や初期集中支援チーム、認知症疾患医療センター等の役割・連携の在り方 ・認知症サポート医の役割・稼働状況の可視化、課題、好事例を調査し、機能・役割の在り方、活動状況共有・情報公開の実務モデルの検討 ・新たな知見や各種ガイドライン改訂、職能に応じた認知症対応力向上研修カリキュラム改訂のロードマップと改定体制の検討 ②認知症に関する福祉サービス ・認知症に関連する加算の取得状況、加算に基づく取組による効果等について調査し、令和9年度介護報酬改定の検討に資する基礎資料を作成 ・調査を踏まえ、認知症介護の在り方や認知症に関連する加算に必要な要素について検討 その上で、政策提言として報告書にとりまとめる。		・令和7年度老健事業「共生社会の実現を推進するための認知症基本法に基づく認知症施策のあり方に関する調査研究事業」での検討を踏まえた、基本法・基本計画に基づく認知症施策の調査研究を継続して実施し、検討委員会運営、政策提言、自治体向け手引き作成まで一体で実施できる体制を有すること。 ・福祉サービスに関する検討については、令和9年度介護報酬改定に向けた議論の材料として活用することとしており、調査結果の速報を令和8年9月頃までに厚生労働省に報告すること。	認知症施策・地域介護推進課
82		中・重度認知症に対する診断後支援に関する調査研究事業	認知症疾患医療センター等の専門医療機関や重症認知症デイケア等において実施される、中・重度認知症の診断後支援について、全国調査により①対象者の特性、②支援内容（BPSD予防・対応、家族支援、非薬物療法、多職種連携、危機介入、退院・在宅移行支援等）、③運用体制、④かかりつけ医、包括、介護事業所等との地域連携、⑤効果把握（在宅継続、入退院反復、家族負担等）と課題を整理する。成果として、支援モデルと、導入・運用のポイント（連携フロー例、チェック項目表、評価の観点）を提示する。		・中・重度認知症およびBPSD予防・対応に関する調査研究の実績を有し、全国規模で専門医療機関・デイケア等のネットワークを活用した実態調査が可能であること。 ・令和7年度老健事業「BPSD予防の見地からの専門的医療のかかり方についての調査研究」に関する成果を踏まえ、入院～退院後、在宅療養まで一貫した現場の運用・連携・支援内容の実装可能な整理を行えること。	認知症施策・地域介護推進課
83		認知症の人の家族のためのピアサポート活動促進に関する調査研究事業	令和6年12月に閣議決定された「認知症施策推進基本計画」では、KPIとして「認知症施策に関して、ピアサポート活動等を通じて得られる家族等の意見を反映している地方公共団体の数」が規定されており、全国で家族のピアサポート活動を実施していくことが求められているが、活動は低調なものとなっている。 本事業では、調査検討委員会を設置し、家族のピアサポート活動を実施する上での課題を洗い出し、それに対する対応方策について調査研究を行うとともに、複数のモデル地域を選定し、医療機関での診断後の家族へのアプローチ方法、つどいの場などのピアサポート活動への家族の参加・継続支援等を実施するとともに、運営に関わる人々の人材育成や効果的な運営方法の実践を行うものとする。 また、これらの調査研究に係る実践報告会を開催するとともに、調査研究結果を元に家族のピアサポート活動の活動促進に係る報告書を作成する。		・認知症の人の家族のためにつどいの場などでのピアサポート活動の実践を行うことについて知見を有する団体が事業を実施すること。 ・モデル地域で実践を行う際に、当該地域の家族会、自治体、医療機関、地域包括支援センターなどの関係機関と連携体制を構築できる団体が事業を実施すること。	認知症施策・地域介護推進課
18【認知症施策】認知症バリアフリーの推進・若年性認知症の人への支援・社会参加支援						
84		認知症の人の声を起点とした地域の場づくりに関する調査研究事業	令和6年12月に閣議決定された「認知症施策推進基本計画」では、「認知症の人の声を起点とし、認知症の人の視点に立って、認知症の人と家族等と共に推進すること」や、「認知症の人が孤立することなく、必要な社会的支援につながる」とともに、多様な社会参加の機会を確保することによって、生きがいや希望を持って暮らすことができるようにすることの重要性が規定されている。 本事業は、認知症カフェ、本人ミーティング、チームオランジ、認知症の人とその家族への一体的支援事業等の質を高め、これらの事業を通じて認知症の人と家族等の参画を推進し、全国各地で認知症の人を起点とする協働を促す場づくり（認知症の人と家族等の視点に立った多様な居場所づくり）を推進していくことを目的とする。 このため、調査検討委員会を設置し、先進事例の調査を行い、場の担い手の体制と役割分担、とくにリーダー的な方が果たす役割とそれを支える行動特性やその身につけ方、市区町村職員との連携の在り方を把握するとともに、市町村職員、認知症地域支援推進員、若年性認知症支援コーディネーターなどの居場所の立ち上げ支援を担う者向けの手引きや事例集などを作成する。		・本事業の実施に当たっては、令和7年度に実施した「認知症施策推進のための市町村支援等の環境整備に関する調査研究事業」の報告書等を踏まえること。 ・本事業の実施に当たっては、「認知症の人と家族等の視点に立った多様な居場所づくり支援事業」の実施主体の市区町村及びその委託先と連携を図ること。	認知症施策・地域介護推進課
85		若年性認知症の人の一般就労継続に向けた支援体制構築に関する調査研究事業	令和6年12月に閣議決定された「認知症施策推進基本計画」では、認知症の人の社会参加機会の確保の一環として、事業主への普及・啓発を通じた若年性認知症の人の就労支援の推進が明記され、その支援に係る社会実装に向けた具体策の検討が喫緊の課題である。 本事業では、若年性認知症の人の一般就労継続を目的に、企業に対する「若年性認知症における治療と仕事の両立に関する手引き」の効果的な普及・啓発の方法を検討するとともに、医療機関への早期の受診勧奨を促進するための方策を明らかにする。併せて、若年性認知症支援コーディネーター等と、企業における産業医や両立支援コーディネーター等の多様な主体の連携・協働のあり方について検討する。 このため、企業関係者、全国の産業保健総合支援センターや地域障害者職業センター等の就労支援機関、産業医、若年性認知症支援コーディネーター等を対象に、支援実態を調査の上、検討する。成果物として手引書の作成や成果報告会を通じて事業主・産業保健スタッフ等の対応力向上を図る。			認知症施策・地域介護推進課

テーマ名		事業概要	特記事項		担当課室厚生局
19【認知症施策】研究開発・産業促進・国際展開			金額	特記条件	
86	若年性認知症の有病率と生活実態調査研究	2024(令和6)年12月に認知症施策推進基本計画が取りまとめられ、若年性認知症の人の数は約3.6万人と推計された。我が国の若年性認知症有病率調査は2020(令和2)年のものであり、基本計画の次期改定に合わせて、新たな有病率推計を行うために、具体的な調査方法の検討、調査フィールドの設定等を含めて、新たな調査体制を構築する必要がある。 2017年～2019年度に実施されたAMED「若年性認知症の有病率・生活実態把握と多元的データ共有システムの開発」前回調査の実態を踏まえた上で、前回調査との比較検討が可能な認知症施策推進基本計画に沿う新たな調査研究の検討をおこなう。 具体的な調査方法の検討においては、認知症研究を実施する大学等研究機関を拠点として、全国の認知症疾患医療センター含む医療機関、介護事業所、自治体等の協力を得た、全国調査フィールドの設定および新たな調査体制を構築する必要がある。なお、体制が構築され、可能な地域については調査を実施する。	※協議額20,000千円の超過を認める	令和7年度老健事業「若年性認知症の有病率と生活実態調査研究」での検討を踏まえた研究を実施すること。	認知症施策・地域介護推進課
87	認知症疾患医療センター運営事業実績報告クラウドシステムの在り方の調査研究	現在、各年度における認知症疾患医療センターの運営についての実績報告書については、各都道府県の担当者から、当課にメールで提出されており、作業が煩雑であり、かつ十分なデータ活用が困難な実態にある。データベースを活用した分析・研究が可能になるようにクラウドシステムを構築する。 令和7年度老健事業「認知症疾患医療センター運営事業実績報告クラウドシステムの在り方の調査研究」での検討と連携して、自治体の協力を得てリアルワールドで実際に活用し、実用性を確認しながら改良版を完成させ、その運用方法を確立する。		・令和7年度老健事業「認知症疾患医療センター運営事業実績報告クラウドシステムの在り方の調査研究」での検討を踏まえた研究を実施すること。 ・認知症疾患医療センターの実績の分析経験を有する者を含む団体であること。 ・認知症施策推進基本計画における認知症疾患医療センターの方向性に沿った検討を行うこと。	認知症施策・地域介護推進課
88	自治体における認知症早期発見早期介入の取組についての実態調査	自治体における認知症の早期発見・早期介入の取組について、体制準備、市民啓発、リクルート、検査実施、受診推奨、継続的支援、事業評価、事業計画のPDCAを枠組みとして、全国の自治体における実施状況・運用方法・連携体制・課題を調査する。特に、①住民への周知・参加動機(リクルート)手法、②スクリーニングの実施形態(会場型/非会場型等)と運営負担、③受診推奨の伝え方・人を介した支援等、④医療機関での精査や診断後支援への接続、⑤取組の評価指標(プロセス・アウトカム)と継続可能性を整理する。調査結果をもとに、自治体の規模・資源状況に応じたモデルと、運用に必要な評価指標案を取りまとめ、自治体での横展開に資する提案を行う。		・全国規模で自治体と連携した認知症の早期発見・早期介入に関する大規模実証研究(例:複数自治体・多施設)の実績を有し、その成果を実装資材(手引き・様式・研修資材等)として整備・更新できる体制を有すること。 ・住民スクリーニング後の「受診推奨～医療・支援接続」を改善するため、自治体職員・地域包括支援センター・医師会/医療機関等との連携を含む実務的検討ができること(追跡調査・ヒアリングを含む)。 ・新たなスクリーニング検査やアプリ等の開発を目的としないこと。	認知症施策・地域介護推進課
20【認知症施策】その他					
89	アルツハイマー病抗Aβ抗体薬関連診療の実態調査	抗アミロイドβ抗体薬を用いたアルツハイマー病の早期段階に対する治療が実臨床で広がる中、実施医療機関を対象に、診療の流れ(受診～確定診断～アミロイドβ検査～投与導入～モニタリング～継続/連携/診断後支援)と運用体制(外来点滴・検査・画像評価・説明・意思決定支援・多職種連携等)の実態を調査する。認知症疾患医療センター等の地域中核機関と一般医療機関の役割分担、患者・家族への情報提供、安全性対応(ARIA等)と運用負担、地域差とボトルネックを整理し、提供体制の整備に向けた課題整理と好事例を提示する。		全国での実態把握が可能なネットワークを有し、抗Aβ抗体薬関連の講習等の受講医師・関係職種を含む多施設調査(Webアンケートやヒアリング等)を適切に実施できる体制を有すること。	認知症施策・地域介護推進課
【介護人材確保対策】					
21【介護人材確保対策】人材確保					
90	介護職員数の将来推計に関する調査研究事業	高齢者の増加、生産年齢人口の減少が進み、介護人材確保が喫緊の課題となる中、人口減少や高齢化の状況、地域における介護人材の供給量など、地域差や地域固有の課題が存在する中、その地域の状況を分析し、その上での対策を講じていくことが必要であり、そのために、精緻な介護人材推計を行うことが必要となっている。 令和7年度に本調査研究事業で検討した内容や関係審議会等での議論の内容等も踏まえてワークシートのさらなる改善の検討や有効性の検証を行う。また、推計の精度を更に高めるため、必要なデータの在り方等について、引き続き整理するとともに、推計結果等を踏まえ、地域の実情に応じた有効な人材確保対策のため、都道府県と管内の保険者を含む関係者が連携した取組等に係る自治体支援やモデル事例等の整理を行う。		介護人材に関する需給推計に関する調査研究実績を有すること。	福祉基盤課福祉人材確保対策室
91	介護技能向上を目的としたコンテストがもたらす介護人材確保・育成・定着の効果等に関する調査研究事業	介護職員の介護技能向上を目的としたコンテストを実施し、介護技能の向上のほか、観察法やアンケート、ヒアリング等をおとした効果分析、課題の収集・検討を行う。 介護技能コンテストの効果は、単に介護技能の向上にとどまらず、職員のモチベーションの維持・向上、交流による職員同士の横のつながり形成、離職防止・定着促進、やりがい・魅力の発信など、介護人材の確保・育成・定着など様々な効果をもたらすことが考えられることから、コンテスト参加までの事業所等でのプロセス、コンテストの実施内容や付随する取組によって、介護技術・技能の向上のほか、参加する職員への影響、送り出す事業所への影響など様々な効果を分析するとともに、更なる効果的な実施のための課題収集・対応検討を行う(適宜検討委員会などを設置し検討すること)。 また、令和7年度に本調査研究事業で得られた結果等も踏まえ、介護職員の介護技能向上を目的としたコンテストに継続的に参加する事業所における効果についても合わせて分析を行うとともに、こうした全国的な実践を地域で横展開するための普及策等もあわせて検討を行う。		・全国規模の開催であること。 ・参加者、参加団体など、広く対象としていること。	福祉基盤課福祉人材確保対策室
92	海外における外国人介護人材の獲得力強化に関する調査研究事業	令和7年度事業においては、外国人介護人材の確保のための、海外への戦略的なはたらきかけについて、外国人介護人材受入に関わる政府機関、学識経験者、地方自治体、介護事業者等有識者から成る検討委員会を開催し、併せて令和6年度補正予算(外国人介護人材受入促進事業)の実施状況等のフォローアップを行うことを通じて、海外から介護人材を戦略的に確保する方策を検討し、送り出しルートの類型化や課題、各国の現状把握等一定の成果を得たところ。令和8年度においても継続し、令和7年度事業で把握した課題分析及び国別のワーキンググループでの検討を行うことにより、海外現地への働きかけの強化に資する方策を検討する。			福祉基盤課福祉人材確保対策室
93	訪問系サービスにおける外国人介護人材受入れに向けた環境整備に関する調査研究事業	令和7年4月に外国人介護人材の訪問系サービスへの従事が解禁となり、令和7年度老人保健事業では実態把握及び課題について調査を行った。しかしながら、受入れ事業所等が少なく課題についていくつかは明らかになった一方、十分な調査及び検討がなされたとは言いがたい。 そこで、本事業を継続して行うことで、引き続きアンケート調査やヒアリング調査を行い、現場の課題等を分析するとともに、外国人介護人材だけでなく、日本人も含めて従事しやすい環境整備を進めることを目的とする。			福祉基盤課福祉人材確保対策室

番号	テーマ名	事業概要	特記事項		担当課室厚生局
			金額	特記条件	
94	介護人材確保のための二地域居住者等の実態把握に関する調査研究事業	高齢者人口の増加と生産年齢人口の減少が進む中、高齢者が住み慣れた地域で安心して生活していくためには、介護人材の確保は喫緊の課題。 地域により高齢化等のスピードが異なる中で、特に、地方では人材流出により今後ますます人材の確保が困難となり、介護サービスの維持等が困難となることが想定される。 他方、コロナ禍を経て、U/Iターンを含めた若者・子育て世帯を中心とする二地域居住へのニーズが高まっていることから、地方への人の流れの創出・拡大の手段として、二地域居住の促進が重要となっており、令和6年には、「広域的地域活性化のための基盤整備に関する法律の一部を改正する法律」が施行されたところ。 こうした状況を踏まえ、二地域居住者等が介護との接点を持つうえでの現状・課題等を把握するため、本事業では、以下の取組を行う。 ・二地域居住の促進に向けた取組を先駆的に行っている自治体や先行研究等のデスクリサーチ ・事業実施体制の構築(有識者等により構成される委員会等の設置) ・アンケート・ヒアリング調査の実施 ・調査結果等を踏まえ、現状や課題等を整理し、報告書に纏める。 【参考】 二地域居住の推進 https://www.mlit.go.jp/kokudoseisaku/chisei/kokudoseisaku_chisei_tk_000073.html 全国二地域居住等促進官民連携プラットフォーム https://www.mlit.go.jp/2chiiki_pf/index.html			福祉基盤課福祉人材確保対策室
95	介護福祉士養成課程と他の福祉系国家資格の養成課程等に関する調査研究事業	生産年齢人口が減少していく中では、単に人数を増やす方策だけではなく、1人で複合的役割を担う人材を育成することの必要性も指摘されており、令和7年12月にとりまとめが行われた社会保障審議会福祉部会において、「国家試験の受験資格に関する仕組みについて工夫するなど、複数資格の取得に係る方策の検討が必要である。」とされたところ。 介護福祉士国家試験の受験要件のうち、実務者研修について、他の福祉系国家資格(社会福祉士、精神保健福祉士、保育士)の養成課程における教育内容との比較・検討を行い、今後の複数資格取得に係る検討の基礎資料を得ることを目的に本調査を実施する。本事業では、それぞれの福祉系国家資格の養成課程に知見をもつ有識者からなる検討会を設置し、適宜ヒアリングを実施すること。		福祉に関する養成課程に明るいこと。	福祉基盤課福祉人材確保対策室
22【介護人材確保対策】人材育成					
96	外国人介護人材の介護福祉士国家資格取得支援強化に関する調査研究事業	外国人介護人材については、制度の目的から介護福祉士国家資格の取得が位置づけられていないが、外国人介護人材のキャリアアップのため、また、受入施設の中には、外国人介護人材に長期間就労してほしいと希望するところもあり、外国人介護人材に対する介護福祉士国家資格取得に係る支援は、外国人介護人材の定着を図る上でますます重要となってきた。 令和7年度国家試験を受験した外国人介護人材を対象にアンケート調査を実施し、学習や就労状況、職場の支援についてのニーズ等を把握する。また、令和6年度及び令和7年度の調査結果と合わせて分析し外国人介護人材の学習状況、職場の支援に関する傾向を把握する。その上で、外国人介護人材の国家試験合格に向けて、外国人介護人材のニーズを踏まえた支援について検討する。			福祉基盤課福祉人材確保対策室
97	介護事業者等における中核的役割を担う介護人材等の実態に関する調査研究事業	労働力が減少する2040年に向け、複雑多様化する地域ニーズに応じた事業運営を進めるため、介護事業者等は多様な人材の確保・育成、職場環境の改善等に取り組む必要がある。その推進において中核的役割を担う介護人材等の確保・育成が重要であり、令和7年度事業ではそうした人材等に期待される役割や機能を整理したが、その実態や育成の在り方について十分な調査は出来ていない。 そのため令和8年度は、介護事業者等において中核的役割を担う介護人材等の実態把握のため、アンケート調査や、これらの人材育成に取り組む事業者へのヒアリング調査を行い、その確保・育成状況や課題を明らかにすると共に、必要な環境整備を進めるための示唆を得ることを目的とする。			福祉基盤課福祉人材確保対策室
98	「原則として医行為ではない行為に関するガイドライン」改訂に関する調査研究事業	介護職員は、介護を業とする者であり、喀痰吸引等を除き、医行為を実施することはできないこととなっている。しかしながら、高齢者の増加に伴い介護現場等では、医療ニーズの高い利用者が増加している。 原則として医行為ではないと考えられる行為については、過去に医政局長通知により示されており、令和7年には「原則として医行為ではない行為に関するガイドライン」が発出された。加えて、令和7年12月26日にも、新たに原則として医行為ではない行為に関する医政局長通知が発出された。 新たに発出された令和7年の医政局長通知を踏まえ、介護現場等で原則として医行為ではない行為が安心・安全に実施でき、利用者が安心して介護等を受けることができるよう検討を行い、「原則として医行為ではない行為に関するガイドライン」の改訂を行う。	医療関係職種免許等を取得している者がいること。		福祉基盤課福祉人材確保対策室
99	外国人留学生及び既卒者の介護福祉士国家試験合格率向上に向けた取組に関する調査研究事業	介護福祉士養成施設(以下、養成施設)の外国人留学生の介護福祉士国家試験合格率の向上は、依然として大きな課題となっている。令和6年度及び令和7年度に、養成施設の国家試験合格状況について分析をしたところ、日本語能力が高いほど国家試験合格率が高いこと、養成施設によって合格率にばらつきがあることを把握した。これらの状況を踏まえ、養成施設における、外国人留学生の国家試験合格率向上に向けた取組の好事例の収集、分析によって、合格率向上に向けた支援の検討とその展開を目的とする。また、既卒後の再受験による合格率は低く(第37回試験11.8%)、養成施設と就職先の事業所とが協力して支援する必要がある。既卒者の合格支援の在り方についても検討する。 1. 検討委員会の設置 2. ヒアリングの実施(外国人留学生の国家試験合格率が高い養成施設、既卒者支援をしている養成施設と再受験で合格した既卒者、事業所) 3. 報告書及び取組の好事例集の作成 4. 好事例として取り上げた事例の展開を目的とした研修会の開催(養成施設及び自治体)			福祉基盤課福祉人材確保対策室
100	日本の介護技術のアジア標準化を目指した介護技術教材の開発及び活用事例に関する調査研究事業	令和6年度事業において、ChatGPTを活用し、日本の介護サービスのアジア標準化を視野に教材動画を作成し、インドネシア等アジア諸国での実践を通じ、課題の把握・改善等一定の効果を得たところ。令和7年度では、これを発展させ、海外現地及び日本国内の介護現場向けにそれぞれ教材動画を作成し、相互に試用した。 令和8年度事業においては、日本の介護技術のアジア標準化を一層進めていくことを目的として、これらの教材動画が各地域の実情に応じて活用できるよう改善を行いつつ、当該教材が自律的に活用されるようなビジネスモデルの確立ならびに普及ルートの確立のための実証を行うことで、より多くの外国人介護人材が日本に来て、現場で活躍できるようにするとともに、日本人介護職員が海外現地の現場で介護を実践できるような仕組みを構築する。			福祉基盤課福祉人材確保対策室

番号		テーマ名	事業概要	特記事項		担当課室厚生局
				金額	特記条件	
【介護ロボット・ICT・生産性向上】						
23【介護ロボット・ICT・生産性向上】介護ロボット						
101	介護事業者の経営力強化・生産性向上に関する調査研究	本事業では、 ①介護事業者が経営力を向上させるために必要な会計・経営知識を整理し、あわせて支援者が介護事業者を支援する際に求められる介護報酬制度等の基礎情報を双方が活用できるリーフレットとして取りまとめるとともに、 ②介護テクノロジー導入等による生産性向上の効果、投資判断時に検討された要素、投資基準、導入後の業態・経営への影響等を調査し、委員会にて体系的に整理する。 その上で、介護現場の経営者層が生産性向上投資を行う際に留意すべきポイントや費用対効果の考え方を取りまとめ、調査結果とともに報告書として作成する。			・①については、令和7年度老人保健健康増進等事業「介護事業者への経営支援モデル事業」の報告書を適宜参照するとともに、令和8年度老人保健健康増進等事業「介護事業者への経営支援モデルに係る効果把握等に係る調査研究事業」の実施事業者と連携すること。 ・②については、令和4年度老人保健健康増進等事業「経営面での介護ロボットの導入効果の実態調査研究事業」を踏まえて実施すること。また、成果物については中間とりまとめを秋までに報告すること。	高齢者支援課
102	介護テクノロジーの安全な活用のために介護テクノロジー開発企業等が開発時に留意すべき標準的な事項等に関する調査研究	現在、介護テクノロジーの活用による介護現場における生産性向上の取組が広まりつつある。一方、介護テクノロジーには明確な安全等に関する基準等が設けられていない。 本事業では、今後も介護現場による生産性向上の取組が広がる中で、事業所及び利用者が安心して介護テクノロジーを活用できるよう、令和6年度「介護ロボット等を安全に利用するための認証制度等に関する調査研究事業（株式会社日本経済研究所が実施）」、令和7年度「介護テクノロジーの安全な活用のために介護テクノロジー開発企業等が開発時に留意すべき標準的な事項等に関する調査研究（一般社団法人日本福祉用具・生活支援用具協会が実施）」の調査結果を踏まえ、既に規定されているJISやISO等の基準・規格情報等の調査を行うとともに、アンケート調査やヒアリング調査等により、企業が開発時に留意すべき介護テクノロジーの安全性や性能にかかわる標準的な開発基準等について調査研究を行い、報告書にまとめる。 なお、対象とする介護テクノロジーは令和6年度に改定された「介護テクノロジー利用の重点分野」より、移乗支援機器、移動支援機器、入浴支援機器を調査することとする。				高齢者支援課
103	在宅系サービスにおける介護テクノロジー等の活用を通じた生産性向上の取組の調査研究事業	2025年7月25日「2040年に向けたサービス提供体制等のあり方に関するとりまとめ」において、介護記録ソフトやAIなど在宅の技術開発、研究が必要であるとされた。 在宅系サービスにおいても更なる生産性向上に向け、先進的な生産性向上の取組をする事業所モデルを検討し、実証の上結果を先進事例として展開展開することが必要と考える。 本事業では、在宅サービスにおける介護テクノロジー等の活用モデル、生産性向上の効果の測定手法等を委員会において検討し、複数のモデルで地方自治体や事業所で効果測定を実施し、実証結果を分析整理した上で報告書でまとめることとする。				高齢者支援課
104	介護現場における無人化の実現に資するテクノロジーの候補や研究等に関する調査研究	「経済財政運営と改革の基本方針2025」にロボット戦略の方針が示されたところであり、中長期的な見通しとして無人化も含めた検討が必要となる。 無人化を実現可能とするテクノロジーが、現在の市場や研究領域に存在するののか未把握であるため、無人化につながる可能性のある製品や技術について実態を把握し、テクノロジー等の今後のあり方を検討するため調査する必要がある。 本事業では、無人化への活用可能性のある事業の探索を行い、開発企業における機器やシステム等の販売（開発）状況や、介護事業者における活用状況等を調査する。				高齢者支援課
24【介護ロボット・ICT・生産性向上】ICT・生産性向上						
105	生産性向上の取組を新規で始める介護事業所の取組を支援するテクノロジーに関する調査研究	介護現場における生産性向上の取組の開始に当たっては、タイムスタディ調査や委員会の運営への負担などの課題があり、取組開始時の負担軽減は重要である。 現場からもタイムスタディ調査が大変、委員会運営において何をすればいいのかわからない等の声が上がっているが、タイムスタディ調査のアプリや委員会運営支援のサービスが出てきているところであり、その負担軽減の効果について整理することが求められる。 本事業では、有識者の意見を踏まえながら、アンケート調査やヒアリング調査等により、タイムスタディ調査や委員会運営等における生産性向上の取組を始めた当初の課題とサービス等を活用した負担軽減策を検討し、介護事業所や地方自治体等で実証し負担軽減を定量的に評価したものを報告書にまとめることとする。				高齢者支援課
106	介護事業者への経営支援モデルに係る効果把握等に係る調査研究事業	2040年には約57万人の新たな介護職員の確保が必要であると推計される中、介護現場における人材確保や生産性向上等による職場環境改善、経営改善支援等の取組は一層重要である。特に経営改善のための支援については、地域の実情に応じた経営課題を調査するとともに、支援に向けた枠組みを段階的に構築していくことが必要である。 本事業においては、令和7年度補正予算「介護テクノロジー導入・協働化・経営改善等支援事業」等を活用して都道府県や介護生産性向上総合相談センターが実施する経営改善の取組について、関係者へのヒアリングやアンケート調査等によって追跡調査・分析を行い有効な支援スキームを構築するとともに、モデル事例として取りまとめ都道府県が今後取組を進める上で参考となるような事例集を作成する。			事業の実施にあたっては、令和7年度老人保健健康増進等事業「介護事業者への経営支援モデル事業」で検討した支援モデルを参照すること。	高齢者支援課
107	介護現場における文書負担軽減の更なる促進に向けた調査研究	介護分野の文書に係る負担軽減については、規制改革実施計画（令和4年6月7日閣議決定）の内容を踏まえ、社会保障審議会介護保険部会に設置された専門委員会において取りまとめを行った。 取りまとめの内容は定期的に把握し公表する必要があるため、以下の内容について自治体・介護事業者等へのアンケート・ヒアリングにより実態把握・分析を実施する。 ・国の様式使用原則化等の文書負担軽減策による効果検証 ・電子申請・届出システムの運用による文書負担軽減効果の検証 ・自治体ごとの行政手続き等に関するローカルルールの実態把握、好取組事例の把握 上記を踏まえ、令和5年度に作成したガイドラインの更新や報告書の取りまとめを行う。 専用窓口へ寄せられた要望について、必要に応じて地方自治体へ助言等を実施する。			令和7年度事業の成果をふまえ、事業を実施すること。	高齢者支援課
108	介護情報基盤におけるケアプランデータ連携機能の効果的な利用に関する調査研究	社会保障審議会介護保険部会における議論を踏まえ、「ケアプランデータ連携システム」については、介護情報基盤と介護保険資格確認等 Web サービスにケアプランデータ連携機能として統合する方針で検討を進めているところ。 これらのシステムの統合に向けてケアプランデータ連携システムの利用事業所はシステム移行に向けた準備が必要となるほか、介護事業所において「ケアプランデータ連携機能」を効果的に活用することが可能となるよう、システムの利用を前提とした業務体制の構築や連携先づくりが必要となるため、ポイント等を整理し、手引きを作成する。			「ケアプランデータ連携を円滑に行うための業務改善のポイント集」及び「地域におけるデータ連携促進モデルの手引き」の内容を踏まえた手引きとすること。	高齢者支援課老人保健課
109	ICTを活用した地域リハビリテーション活動支援事業による東北地方の課題解決に関する調査研究事業	国では、リハビリテーションの専門職が、市町村等が実施する地域ケア会議や介護予防事業等に積極的に参画し、助言等を行うことを推進している。東北地方では、医療・介護の専門職が不足している中、新たな人材確保も喫緊の課題となっており、地域で活躍する専門職は限定されている。昨年、医療機関の専門職も地域づくりへ参画することが法整備されたものの、東北地方の広大な面積、地域域点在、豪雪や被害等の地域特性により過疎地への支援は移動に時間を要し、医療機関の経営にも影響を及ぼすため、専門職参画への妨げになっている。そこで、本事業では、東北地方の地域特性を踏まえ、ICTを活用した先行研究の知見を生かし、限られた地域の専門職の不足を補完し、サービス・活動等を継続・拡充する新たな支援体制のモデルの構築と定着に向けた課題を整理する。			東北厚生局管内において本事業を実施する計画となっていること。	東北厚生局

番号	テーマ名	事業概要	特記事項		担当課厚生局
			金額	特記条件	
110	在宅生活に移行する高齢者の個別性に即した生成AIを活用した退院時指導書の作成・普及モデル調査研究	令和7年度事業では、心不全患者に対する退院時指導書を作成するための生成AIシステムを開発し、退院時指導を実施するとともに、看護師及び退院患者からの意見を元に運用改善を行い、一定の成果が得られた。令和8年度事業では次の調査・研究を行う。 ・大学病院等のIT基盤が整った病院において、心不全以外の疾患についても生成AIシステムを拡充し、高齢者の退院後の自宅生活上の指導について、個別性に即した指導を文書で作成・交付する手法を開発し、その効果を評価する。 ・上記取組を行う大学病院等と連携する中小病院・介護施設において、先行事例のノウハウを共有し、在宅生活復帰に資する個別性の高い指導書の普及を進める。 ・対象圏域での取組みの成果について、他圏域でも共有されるよう成果発表会を行う。		・診療・看護記録の生成AIを用いた利活用の取組・知見のある大学であること。 ・医療・介護サービスを利用する高齢者等のプライバシー保護と情報セキュリティ確保に十分に組み組める大学であること。	東海北陸厚生局
26【介護関連データ活用】					
111	LIFEの取組状況及びフィードバックの活用状況についての調査研究事業	令和3年度に科学的介護情報システム(LIFE)の運用が開始され、LIFEへのデータ提出、フィードバック等の活用を要件としたLIFE関連加算が創設されている。令和7年度に実施した介護報酬改定の効果検証では、科学的介護推進体制加算を中心に負担やフィードバック活用について調査が行われたところ。科学的介護推進体制加算の項目の詳細、その他のLIFE関連加算についての検討が必要である。具体的には、科学的介護推進体制加算、ADL維持等加算、褥瘡マネジメント加算、排せつ支援加算、かかりつけ医連携薬剤調整加算等について、LIFEへの提出項目の評価・入力負担と、事業所フィードバックの活用状況等の調査を行う。また、薬剤情報の検討では、調査結果等を活用し、薬剤情報の入力項目や介護の質に関わる薬剤情報を検討・整理した上で、介護従事者向け薬剤情報活用ガイドを作成する。		・LIFEについての知見、介護現場についての知見を有し、調査実施にあたっては、厚生労働省及び有識者等と連携をとること。 ・薬剤情報の検討では、長寿科学政策研究事業(薬学的視点を踏まえた自立支援・重度化防止推進のための研究)の成果物を活用し、関係者や有識者等からなる検討委員会を設置すること。 ・中間報告を令和8年9月末日までに行えるよう事業の進捗管理とスケジュール設定を行うこと。	老人保健課
112	就労状況調査結果を活用したデータ分析に関する調査研究事業	2040年には、65歳以上の高齢者数がピークを迎えるとともに、介護と医療の複合ニーズを抱える85歳以上人口が増加する。このような一層の高齢化の進展とともに、認知症高齢者の増加や独居の高齢者等の増加も見込まれる。一方で、現役世代の生産年齢人口の減少も見込まれ、介護分野に限らず、福祉人材全体の確保が重要な課題となっている。 (公財)社会福祉振興・試験センターにおいて、平成24年度、平成27年度、令和2年度に行った「就労状況調査」に関するデータを二次分析し、就労状況の実態や就業に対する意識等を把握することにより、福祉人材確保対策の検討に係る指標となるよう、分析結果の公表を行う。			福祉基盤課福祉人材確保対策室
27【権利擁護施設策】					
113	介護施設・事業所等における高齢者虐待防止措置等の体制整備の状況等に関する調査研究事業	介護施設・事業所の従事者等による高齢者虐待の相談・通報及び判断件数の増加傾向が続いており、全サービス事業所における高齢者虐待防止措置等の実施状況及び効果的な実施方法等を把握し、虐待防止に向けた実効性のある取組を推進する必要がある。 令和7年度老健事業において作成した、高齢者虐待防止措置等の効果的な取組みの普及・啓発資料等の活用状況の把握を含め、全サービス事業所を対象とした調査と事業所や保険者へのヒアリングを行い、高齢者虐待防止等の取組についての実態を把握する。 調査研究結果については、施設・事業所等における高齢者虐待防止措置等の実施率を高め、虐待防止に資する実効性のある取組みのあり方について分析を行い、効果的な取組の一助となる情報等を報告書にとりまとめる		・関係者や有識者からなる委員会を設置し、厚生労働省及び関係団体と連携をとること。 ・高齢者虐待防止法に基づく調査の委託事業及び令和8年度実施(予定)の老健事業*と連携して進めること。 *1「自治体による高齢者虐待防止対策の策定及び高齢者虐待対応の効果検証の在り方等」に関する調査研究事業	高齢者支援課
114	自治体による高齢者虐待対応の効果検証の在り方等に関する調査研究事業	高齢者虐待の相談・通報及び判断件数は増加傾向であり、より実効性のある高齢者虐待防止対策の策定が必要である。また、PDCAサイクルを活用した実施が重要であるが、全国的にPDCAを活用した実施率は低調である。 国が経年実施している「高齢者虐待防止法に基づく調査」データを利活用し、虐待防止対策に資する分析等を行い、各自治体の高齢者虐待防止対策の効果的なPDCAサイクルの運用に活用できる調査結果の分析方法や活用方法等のあり方について検討する。併せて、自治体等の虐待対応の効果検証の方法等についても検討する。 虐待対応の効果検証の在り方等や、PDCAサイクルの効果的な運用事例の収集及び法に基づく調査結果の分析方法やポイント等を整理し、報告書にとりまとめる。		・関係者や有識者からなる委員会を設置し、厚生労働省及び関係団体と連携をとること。 ・高齢者虐待防止法に基づく調査の委託事業及び令和8年度実施(予定)の老健事業*と連携して進めること。 *1「介護施設・事業所等における高齢者虐待防止措置等の体制整備の状況等」に関する調査研究事業	高齢者支援課
115	市町村長申立ての適切な実施及び成年後見制度利用支援事業の推進に関する調査研究事業	成年後見制度については、現在、法務省において、本人の権利利益の擁護をより一層図る観点等から、制度の見直しに向けた検討が進められている。一方で、全国どの地域においても、必要とする人が制度を利用できるようにするためには、市町村長申立てや成年後見制度利用支援事業が適切に実施される必要があるが、実施状況には地域差があるとの指摘がある。 本事業では、各市町村における市町村長申立てや利用支援事業の実施状況をアンケートやヒアリング等によって把握するとともに、有識者等からなる検討委員会を設置し、成年後見制度の改正等を踏まえた、望ましい市町村長申立てや成年後見制度利用支援事業のあり方について、財政的な影響等も含めた検討を行い、政策提言として報告書にとりまとめる。			認知症施策・地域介護推進課
28【その他】					
116	介護保険における預貯金勘案事務に関する調査研究	介護保険の利用者負担に係る「一定以上所得」の判断基準の見直しについての検討に先立ち、社会保障審議会介護保険部会の意見書(令和7年12月25日付)等を踏まえ、現在行われている補足給付における預貯金等の把握に係る事務の状況について、複数自治体においてアンケート、ヒアリング等による調査を行い、自治体関係者等による検討会を設けた上で、補足給付の事務も含めた事務負担の軽減に向けた検討を行う。		・本調査で収集する具体的なデータ、その活用方法、対象自治体の数、検討会の構成等について、厚生労働省と調整の上、事業を実施すること。 ・アンケート調査及びヒアリング調査に関して7月中に中間結果のとりまとめを行うこと。	介護保険計画課
117	措置費等の効果的な改定を含む養護老人ホーム及び軽費老人ホームの地域における適切な運営に向けた調査研究事業	養護老人ホームは、個々の課題を抱える高齢者を支えるのに欠かせない施設であるが、養護老人ホームへの措置入所が限定的であること等により、市町村の措置事務への理解が十分でないとの声がある。 また、養護老人ホーム・軽費老人ホームともに、入所対象者の存在を地域で把握するための連携体制が十分取れておらず、地域の社会資源として認知されていない恐れがある。 その結果、自治体が定める措置費や軽費老人ホーム運営費について、処遇改善や社会情勢を踏まえた改定が十分行われていない自治体が多い。 そのため、①市町村に対してアンケート調査(措置費等改定や措置事務のフロー、地域ケア会議や地域包括支援センターと養護・軽費老人ホームの連携状況、生活保護受給決定フローにおける養護・軽費老人ホームの検討状況、ケアマネジャーや生活保護担当ケースワーカーとの連携状況等)、②5団体程度の市町村に対してヒアリング調査(上記及び措置費の算定を含む)、③上記を踏まえた(仮)措置事務処理マニュアルの作成、④養護・軽費老人ホームにおける措置費等適切な改定や、その機能の理解促進のための全国8ブロックでの説明会の開催を行う。		本事業の実施に際しては、有識者、関係者、地方自治体等による検討会を開催した上で、調査研究事業の内容等を決定すること。 また、特に②の実施にあたっては、令和7年度総務省補正予算「持続可能な行政サービスの提供に向けた広域連携モデル構築事業」採択都道府県内の市町村を必ず含めること。	高齢者支援課

番号	テーマ名	事業概要	特記事項		担当課室厚生局
			金額	特記条件	
118	養護老人ホーム及び軽費老人ホームにおける外国人人材活用及び協力医療機関に関する調査研究	養護老人ホームは、精神障害、知的障害や軽度認知症の方等の受け皿として個別性のある質の高いケアが必要であり、R8年度末までの経過措置とされている協力医療機関との連携に関する義務が規定されている。 この規定は施設内で対応可能な医療の範囲を超えた場合に、協力医療機関との連携の下でより適切な対応を行う体制を確保する観点から、地域の医療機関等と実効性のある連携体制を構築するために新設されたものであるが、他方、養護老人ホームの入所者像と照らした際の必要性について、入所者の平均要介護度が低く、医療的なケアを要する方は多くないのではないかという指摘もある。 同様に、特定施設入居者生活介護においては、外国人介護人材が積極的に活用されているが、特定施設の指定を受けていない養護・軽費老人ホームでは外国人介護人材が従事することが出来ないため、人材確保において問題があるのではないかとの指摘もある。 そのため、①養護老人ホーム・軽費老人ホーム・特別養護老人ホームに対するアンケート調査（協力医療機関の有無・連携状況、医療的ケアを要する者の入所状況、医療機関との協力体制に関する意識調査等）、②特定施設入居者生活介護事業所に対するアンケート調査（外国人介護人材の活用有無、業務内容等）を実施し、報告書に取りまとめる。		・本事業の実施に際しては、有識者、関係者、地方自治体等による検討会を開催した上で、調査研究事業の内容等を決定すること。 ・令和8年9月末までに調査結果を取りまとめること。	高齢者支援課
119	介護サービス相談員の活用促進に向けた調査研究	介護サービス相談員については、介護保険制度創設時、施設・事業所における第三者的視点での課題解決及び利用者の権利擁護とサービスの質的向上を目的に、地域支援事業の「その他」メニューとしてその派遣事業が創設され、現在約300市町村で実施されている。 一方で、実施市町村は5分の1程度であり、市町村に十分認知されているとは言えない。 そのため、①市町村を対象にアンケート調査（介護サービス相談員派遣事業の実施有無、具体的取組内容、事業効果の評価等）、②5団体程度からヒアリング調査、③全国8ブロックにおける介護サービス相談員の普及促進に向けた自治体向け説明会の開催を実施する。		本事業の実施に際しては、有識者、関係者、地方自治体等による検討会を開催した上で、調査研究事業の内容等を決定すること。	高齢者支援課
120	介護サービス事業者経営情報データベースシステムにおける報告精度向上に向けた調査研究	介護サービス事業者経営情報データベースシステムにおける経営情報の報告及び分析等が2024年4月から施行され、その運用が2025年1より開始となった。報告に当たっては、按分等に使用する指標等、明示的に規定していないものもあり、事業者毎に使用する按分指標が異なることが想定され、報告されるデータが統一的なものではないことから信頼性に課題が残ることが懸念される。事業者が報告するに当たって、明確なルールを設けることにより、今後の本制度における報告精度の向上に資するよう、介護現場の有識者や会計の有識者等の参画を得つつ、必要な検討等を実施する。		実施主体は介護サービス事業者経営情報データベースの運営や、介護事業者の経営状況等について、知見や実績を有すること。	認知症施策・地域介護推進課

別紙2 追加協議(公募)分テーマ

番号	テーマ名	事業概要	特記事項		担当課室厚生局
			金額	特記条件	
【自治体支援】					
5【ケアマネジメント】					
1	介護予防支援の在り方に関する調査研究事業	昨年末にとりまとめられた「介護保険制度の見直しに関する意見」(令和7年 12 月 25 日社会保障審議会介護保険部会)において、介護予防ケアマネジメントについては、アセスメントの結果に基づくケアマネジメントプロセスの効率化を図ってきていることを踏まえ、介護予防支援のプロセスについても効率的な実施に向けた検討が必要であるとされているところ。 このため、介護予防支援のプロセスのうち、どの部分を効率化するか等について、介護予防ケアマネジメントや介護予防支援の実態を調査しながら検討を行い、今後の介護予防支援の在り方等も含めて報告書を作成する。		介護予防支援のプロセスの効率化に向けた調査については、10～12月頃までに調査の実施・分析の中間とりまとめを行うこと。	認知症施策・地域介護推進課
6【地域共生社会】					
2	難聴高齢者の早期発見・早期介入及び介入効果に関する検証事業	高齢者の難聴は、社会参加を妨げ、孤立の進行やQOLの低下を招く要因となることが指摘されている。このため、QOL向上等の観点からも、難聴の早期発見と適切な介入が重要である。 本事業では、難聴高齢者について実効性のある対策を検討するために、難聴高齢者のスクリーニングから耳鼻咽喉科への受診、さらに受診後の治療等に至るまで確実に結びつける一連の支援の枠組みの構築に向けて、他国を含めた先行事例の調査を行い、モデル実施のためのパスウェイを検討する。 その上で、モデル地域を設定し、聴力検査等により難聴が疑われる高齢者に対し、①耳鼻咽喉科への受診勧奨を行い、受診行動の促進・阻害要因を明らかにするとともに、②確実な耳鼻咽喉科へのつなぎのために必要な取り組みを検討する。さらに、③受診後に実施される補聴器装用とその適切なフィッティング、薬物療法等の具体的対応の実施状況を把握し、これらの介入における課題や、高齢者の社会参加やQOL等に及ぼす影響についても検証することを目的とする。		本事業の実施に当たっては、令和7年度「難聴高齢者の早期発見・早期対応等の手引きを活用した市町村での円滑な事業実施に向けての調査研究事業」、令和6年度「難聴高齢者の早期発見・早期対応等に向けた手引きの活用に関する調査研究事業」の報告書等を踏まえること。	認知症施策・地域介護推進課

番号	テーマ名	事業概要	特記事項		担当課室厚生局
			金額	特記条件	
7【介護サービス共通】					
3	生活期における作業療法の標準化のための調査研究事業	高齢者の生活期リハビリテーションにおいては、身体機能の維持向上だけではなく、日常生活の活動を高め、社会参加を促すことが重要である。そのためには、生活行為の自立に向けた作業療法を中心としたリハビリテーションを実施することが必要であるが、生活機能の状態に応じたリハビリテーションの内容や対象者については標準化されていない。本事業では、認知症の人を含む高齢者の生活期におけるリハビリテーションの現状を調査し、特に作業療法を中心に、その標準化のための検討を行う。		本事業の検討委員等に日本リハビリテーション医学会や作業療法等リハビリテーションの関係団体を参画させること。	老人保健課
【施設サービス】					
11【施設サービス】(特別養護老人ホーム)					
4	特別養護老人ホームの円滑な入所に関する調査研究事業	特別養護老人ホームは、限られた資源の中で、より支援の必要性が高い方々の入所を可能とする観点から、平成27年度より、新規入所者は原則として要介護3以上の方に限ることとしているが、要介護1・2の方であっても居宅において日常生活を営むことが困難なやむを得ない事情がある場合には、特例的に入所が認められる運用としている。 また令和5年度からは、地域によっては空床が見られるようになってきたことを受け、各自治体が地域の実情等を踏まえ、入所が必要と認める事情があれば、それも考慮して判断する旨を指針に明記し、周知を行ってきたところ。 他方で、特例入所の活用状況については、介護サービス施設・事業所調査に基づき初期的な分析を行ったところ、保険者ごとに差がある実態も確認されたことから、適切な制度の運用に向けて、更なる理解の促進を図る必要がある。本事業において、保険者ごとの運用の差異等現況の詳細や好事例について明らかにするとともに、制度の趣旨やその活用について見やすく端的にまとめた資料を整理し、周知することを想定している。			高齢者支援課

番号	テーマ名	事業概要	特記事項		担当課室厚生局
			金額	特記条件	
14【医療・介護連携】					
5	全国医療情報プラットフォームを用いた電子的な情報の医療介護連携形式に関する調査研究事業	現在、全国医療情報プラットフォームの中で、介護情報基盤では介護に関する情報を共有し、電子カルテ情報共有サービスではHL7FHIRリソースを用いて医療に関する情報を共有している。令和8年3月に開催した医療情報利活用ワーキンググループ及び介護情報利活用ワーキンググループ(合同開催)において、診療情報提供書等、現状、医療・介護間で紙で連携されている文書について、電子的な情報連携を推進していくことについて議論された。本事業は、こうした状況を踏まえ、介護情報基盤(介護資格確認等WEBサービスを含む)、介護ソフト、訪問看護ソフトといった介護に関連するシステムにおいて、情報連携を実装していくにあたって、その標準化のあり方に資する基礎資料の収集等、必要な調査研究を行うもの。		・介護サービスの提供に関する業務、介護情報基盤、電子カルテ情報共有サービス、介護ソフト、訪問看護ソフト、HL7FHIRやICTに関する知見を有すること。 ・調査実施にあたり、厚生労働省及び有識者等と連携をとること。	老人保健課
【介護人材確保対策】					
21【介護人材確保対策】人材確保					
6	「介護未経験者から介護の担い手となるまでの一体的支援事業」に関する調査研究事業	都道府県・市町村において実施される、地域の実情に応じた、 ①事業者側における業務切り分けや ②担い手となる未経験者と介護現場のマッチング機能の強化(WEB・アプリ等の活用を含む)、 ③周辺業務等に携わる未経験者に対する入門的研修等の受講支援等により、 事業所側・担い手側、双方を一体的に支援し、参入促進につなげるモデル事業を横展開していくため、モデル事業の実施状況の把握や評価・効果測定、課題整理、好事例の収集等を行い、 地域の実情等に応じた導入モデルの検証を行うとともに、多くの自治体で導入できるよう、普及方法などについても整理・検討する。			福祉基盤課 福祉人材確保対策室

番号	テーマ名	事業概要	特記事項		担当課室 厚生局
			金額	特記条件	
【介護ロボット・ICT・生産性向上】					
23【介護ロボット・ICT・生産性向上】介護ロボット					
7	介護テクノロジーの海外展開に向けた調査研究事業	日本の介護テクノロジーは一部海外地域において関心が高く、また高齢化により介護テクノロジー・機器に対する需要増が想定され、市場として有望な国・地域に向けて進出することが、介護テクノロジー産業の発展には重要。 国内介護テクノロジー企業が海外での上市に向けた活動を支援する基盤を整えることが必要であるが、令和7年度の委託事業内での調査において、海外の介護制度を踏まえた導入戦略の整理を要することが明らかになった。 本事業では、高齢化により介護テクノロジー・機器に対する需要増が想定され、市場として有望な国・地域を1カ国以上選定し、介護テクノロジーを実際に現地導入する場合の課題(現地の介護テクノロジーの開発・普及状況、導入支援状況、法制度等)について、介護テクノロジー利用の重点分野の複数機器を実際に現地介護現場に導入し、現地介護現場に対するアンケート調査やヒアリングを実施する。導入時の課題については、報告書とともに、海外進出を考えるスタートアップ等の企業がわかりやすく理解できよう、見やすく端的にまとめた資料も別途整理する。報告書については、企業の海外進出のために活用可能で、厚労省事業のCARISOと連携が出来るものになることを想定している。			高齢者支援課

番号	テーマ名	事業概要	特記事項		担当課室厚生局
			金額	特記条件	
24【介護ロボット・ICT・生産性向上】ICT・生産性向上					
8	ICTを活用した地域リハビリテーション活動支援事業による東北地方の課題解決に関する調査研究事業	国では、リハビリテーションの専門職が、市町村等が実施する地域ケア会議や介護予防事業等に積極的に参画し、助言等を行うことを推進している。東北地方では、医療・介護の専門職が不足している中、新たな人材確保も喫緊の課題となっており、地域で活躍する専門職は限定されている。昨今、医療機関の専門職も地域づくりへ参画することが法整備されたものの、東北地方の広大な面積、地域点在、豪雪や熊害等の地域特性により過疎地への支援は移動に時間を要し、医療機関の経営にも影響を及ぼすため、専門職参画への妨げになっている。そこで、本事業では、東北地方の地域特性を踏まえ、ICTを活用した先行研究の知見を生かし、限られた地域の専門職の不足を補完し、サービス・活動等を継続・拡充する新たな支援体制のモデルの構築と定着に向けた課題を整理する。		東北厚生局管内において活用研究事業を実施する計画となっていること。	東北厚生局

番号	テーマ名	事業概要	特記事項		担当課室 厚生局
			金額	特記条件	
28【その他】					
9	介護保険事務の広域化の状況等に関する調査研究について	社会保障審議会介護保険部会の意見書（令和7年12月25日付）や持続可能な地方行財政のあり方に関する研究会報告書（令和7年6月）において都道府県と市町村の役割分担の整理が課題として挙げられていること等を踏まえ、介護保険事務の広域化をはじめとする事務運用の状況について、複数自治体に対してアンケート、ヒアリング等による調査を行い、事務運用の状況・課題分析や広域化等の事務運用の改善に関するニーズ把握を行い、報告書を策定する。		本調査で収集する具体的なデータ、その活用方法、対象自治体の数等について、厚生労働省と調整の上、事業を実施すること。	介護保険計画課
10	喀痰吸引等研修に係る手続き等に関する調査研究事業	喀痰吸引等研修を修了した介護職員等については、医師の指示の下で、喀痰吸引等を実施することができるが、研修機関は都道府県知事の登録が必要なほか、介護福祉士等が喀痰吸引等を行う場合は、事業所ごとに都道府県知事の登録を受ける必要がある等、様々な手続きが存在し、また、都道府県によって詳細な手続きや申請等の様式が異なっている。 現在、行われている手続きや事務手続きにかかる事業者の負担について実態を把握するとともに、事業者等の負担軽減策について検討し、報告書を作成する。			福祉基盤課 福祉人材確保対策室

別紙3 3次協議(公募)分テーマ

番号	テーマ名	事業概要	特記事項		担当課室厚生局
			金額	特記条件	
28【その他】					
1	喀痰吸引等研修に係る手続き等に関する調査研究事業	喀痰吸引等研修を修了した介護職員等については、医師の指示の下で、喀痰吸引等を実施することができるが、研修機関は都道府県知事の登録が必要なほか、介護福祉士等が喀痰吸引等を行う場合は、事業所ごとに都道府県知事の登録を受ける必要がある等、様々な手続きが存在し、また、都道府県によって詳細な手続きや申請等の様式については異なっている。 現在、行われている手続きや事務手続きにかかる事業者の負担について実態を把握するとともに、事業者等の負担軽減策について検討し、報告書を作成する。			福祉基盤課福祉人材確保対策室